

平成25年第4回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平成25年12月19日（木曜日）

議 事 日 程（第4号）

- 第 1 議案第100号 地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 第 2 議案第101号 行政機構の改革に伴う関係条例の整理について
- 第 3 議案第102号 四万十町保育所条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第103号 四万十町立認定こども園設置条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第104号 四万十町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第105号 四万十町公営住宅条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第106号 平成25年度四万十町一般会計補正予算（第3号）
- 第 8 議案第107号 平成25年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 9 議案第108号 平成25年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第109号 平成25年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第110号 平成25年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第111号 平成25年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第112号 平成25年度四万十町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第14 陳情第25－26号 陳情書（3）（4）
- 第15 陳情第25－27号 陳情書（1）
- 第16 陳情第25－27号 陳情書（2）
- 第17 陳情書25－21号 嘆願書
- 第18 陳情書25－26号 陳情書（1）（2）

第19 陳情書25－22号 陳情書

第20 発議第 1号 中山間地域等直接支払制度の継続を求める意見書

第21 発議第 2号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書

第22 発議第 3号 四万十町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について

第23 発委第14号 環太平洋経済連携協定（TPP協定）交渉参加から直ちに撤退することを求める意見書

第24 発委第15号 議員派遣の件について

第25 閉会中の継続審査・調査申し出について

～～～～～～～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第25まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出席議員（19名）

2番	榎野 章 君	3番	田 邊 哲 夫 君
4番	岩 井 優之介 君	5番	中 屋 康 君
6番	津 野 吉 得 君	7番	山 上 利 嗣 君
8番	緒 方 正 綱 君	9番	橋 本 保 君
10番	堀 本 伸 一 君	11番	林 健 三 君
12番	山 岡 義 正 君	13番	吉 村 アツ子 君
14番	下 元 真 之 君	15番	下 元 昇 君
16番	森 健 吉 君	17番	酒 井 祥 成 君
18番	竹 内 常 喜 君	19番	岡 峯 久 雄 君
20番	宮 地 章 一 君		

～～～～～～～～～～～～～～～～

欠席議員（0名）

～～～～～～～～～～～～～～～～

説明のため出席した者

町 長	高 瀬 満 伸 君	副 町 長	渡 部 睦 君
政策監（医師確保）兼十和大正診療所事務長	左 脇 淳 君	会 計 管 理 者	永 尾 ゆ み 君

総務課長兼選挙管理委員会事務局長	樋口 寛 君	企画課長	森 武士 君
商工観光課長	植村 有三 君	管財契約課長	宮地 正人 君
税務課長	敷地 敬介 君	農林水産課長	熊谷 敏郎 君
建設課長	佐竹 一夫 君	環境課長	山脇 一生 君
町民副課長	横山 優子 君	健康福祉課長	市川 敏英 君
上下水道課長	高橋 一夫 君	教育長	宮崎 勲 君
教育次長兼学校教育課長	岡 澄子 君	生涯学習課長	野村 和弘 君
農業委員会事務局長	西谷 久美 君	代表監査委員	松本 悟志 君
総務課財政班長	大元 学 君		

大正総合支所

支所長兼地域振興課長	下藤 広美 君	産業建設課長	永尾 一雄 君
町民生活課長	津末 和宏 君		

十和総合支所

支所長兼地域振興課長	岡本 順一 君	産業建設課長	仲 治幸 君
町民生活課長	林 久志 君		

~~~~~

事務局職員出席者

|         |         |     |         |
|---------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長  | 田辺 卓 君  | 次 長 | 武田 枝里 君 |
| 臨時事務補助員 | 西川 香穂 君 |     |         |

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（宮地章一君） 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまより平成25年度第4回四万十町議会定例会第9日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

ただいま19番岡峯久雄君から、12月18日の会議における発言について、会議規則第64条の規定により訂正の申し出がありました。訂正箇所につきましては四万十町議会議員定数等調査特別委員会の調査報告書、2、調査の経過の表中、第2回、平成25年5月7日及び最終報告書の上から8行目、「有識者」を「有権者」と、また、11行目の1、「議員定数について」を「議会定数について」と間違えましたので訂正したい旨の申し出があります。

これを許可することに決定しましたので、報告をしておきます。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第1 議案第100号地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第100号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第100号地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第100号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第１００号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第２ 議案第１０１号行政機構の改革に伴う関係条例の整理についてを議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○３番（田邊哲夫君） おはようございます。

議案第１０１号行政機構の改革に伴う関係条例の整理についての議案ですが、今回のこの議案は、一つ課の編成と合わせて、現在ある大正・十和総合支所が振興局に変わるということですが、合併して８年、総合支所というのは、非常に町民の中でも既にこの名前が慣れ親しんできた名前でもあるわけですが、何で本庁舎の新築に伴って、合わせて課の編成に伴って局に変えなければならないかの理由と、併せて、それぞれ現在は十和・大正には支所長という役職があるわけですが、今度は恐らく局長という名前になるだろうと思うわけですがけれども、支所長と振興局長の権限等の違いがあれば、そこらあたりをお聞きしてみたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） これまでございました大正と十和の総合支所につきましては、議員さんご承知のように、合併協定の中で、合併後１０年、あるいは本庁が新しく建設をされた場合には支所にするという約束ができていたところでございます。

が、しかし、これまでも議会の中でご説明も差し上げ、また、質問の中で答弁もしてまいりましたところでございますが、これだけ広い町域の四万十町においては、大正・十和、非常に本庁から見れば遠距離にございますので、ただ単に支所として支所機能を置くというだけでは事は足りないであろうという判断の下で、防災、そして地域振興、その役目を併せ持つこととしたいという思いの下で、今回「総合支所」という名称から「地域振興局」という名称にしたところでございます。局といいますのは地域振興を主にやっていくという目的の下に、局という名称を付けたところでございます。

そして支所長と新しく置かれる局長との権限の違いということでございますけれども、

支所長は総合支所の業務を統括しておりました。局長は地域振興局の業務を統括するという  
ことで、大まかには変化はありません。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 町長から答弁いただきました。

私が言いたいのは、当然、総合支所であろうが地域振興局であろうが、地域振興のことはや  
っていかなくやならんのは当然であって、名前が変わるからということで振興が早まるわけでも  
私はないというふうに認識をしております。

もう一点ですが、大正・十和には教育分室というのが今あるわけですが、今度は教育分室を  
廃止して町民生活課の中に入れるという内容です。それぞれ大正・十和は支所とは別の部屋とい  
うか、場所が、支所とは離れた場所に分室として存在をしているわけですが、今後、この条例が  
通るとなると、今ある、それぞれの置かれている分室の部屋といいますか、分かれた場所の分室  
は、機能はどうしていくのか。具体例で言いますと、大正は支所の前に、公民館の中に分室と  
位置付けて、そこで今職務をしているわけですが、十和は体育館の中でやっているということ  
ですが、じゃ、その場というのは今後どういうふうにしていくのかがちょっと見えてきません  
ので、十和では体育館、それで十和では公民館、それぞれ公民館では部屋の中で、公民館の世  
話も含めてやってきたわけですが、今後は町民生活課の中でそれを、どう役割を担っていくの  
かがちょっと見えてきませんので、内容についてお伺いをしてみたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 生涯学習課長野村和弘君。

○生涯学習課長（野村和弘君） 今回の機構改革に基づきまして、教育分室のほう  
が町民生活課のほうへそれぞれ事務委任することについて、そのところを今、協議している  
ところですが、まず十和の分室につきましては十和体育館のほうで事務所置いておりますが、  
そちらのほうは新しくできる地域振興局、町民生活課の内で管理をしていくということで今、  
検討しております。

それから大正につきましては、現在大正公民館のほうに教育分室を置いておりますが、  
そちらのほうは、今、大正の町民生活課のほうとも協議しておりますが、現在の公民館の  
ほうへ職員を置いて、事務を行っていくということで今検討しているところでございま  
す。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 今、担当課長から答弁をいただきましたが。

十和の体育館については当然町民生活課が今度担うていくわけですので、じゃ十和の町民生活課も十和体育館に移動して、課としてそこから仕事をしていくのか、また、大正の公民館の中にある今の教育分室は、大正の場合は全員が今の公民館の中で仕事をしていくというのか、今そういう答弁であつたと思いますが。

私は逆に、そうなると、わざわざ町民は道路を挟んで、大正の場合ですよ、わざわざ、局に変わったら、局からまた今度、道路を挟んで町民生活課のところへ行かないかん。十和の場合は、支所で用事をして、今度は、多分そうじゃないと思います、十和の場合は、十和の体育館のほうへ町民生活課の問題については相談をせないかんということではないだろうと思うわけですが、そこをしっかりと、最後ですので、質問は、しっかりとした役割をどうするのかというのは答弁をお願いしたい。今協議しているという段階では、私はないと思いますが、こうするんだという下で、それぞれこういう課を統合するわけじゃと思うわけですが、その点はしっかりとした答弁をいただきたい。

○議長（宮地章一君） 教育次長岡澄子君。

○教育次長兼学校教育課町（岡澄子君） 先ほど生涯学習課長が申し上げました内容につきまして、十和につきましては十和体育館に現在事務所、分室がございますけれども、实际的に公民館活動を十和体育館でしておるとかいう現状はございませんので、十和総合支所、振興局になりますけれども、そちらのほうに現在の分室の職員も配置替えといいますか、分室がなくなりますので、そちらのほうで、教育分室で行っておりました業務は総合支所内で行うと。そちらに移動して、あと、十和体育館を使用したいという、利用に関しては、支所から時間的にも余り遠くないということで、申請は全て総合支所のほうで受け付けて、体育館を使用する場合に鍵の施錠とかそこな辺の管理につきましては支所からその都度行って、管理をしていくという形で実施したいと考えております。

大正につきましては、公民館活動が公民館のほうで行われておりますし、いろいろな団体が利用、かなり利用頻度が高いということもございますので、そういう公民館の管理はやはり必要であるということで、町民生活課に異動した職員のうち、現在分室には2名の職員がおりますけれども、正職員が2名、そして臨時が1名と3名おりますが、今のところ2名が公民館のほうに、町民生活課の職員ではございますけれども、公民館に2名が常駐をして、そちらで公民館に関する業務は行っていくと。公民館を利用したいとか、公民館に関する業務につきましては、今までどおり公民館のほうで手続き等もできる。町民生活課の業務については総合支所の町民生活課、今までどおりということになってくるとい

ます。現在のところはそういう形で考えております。どうしても公民館のほう、大正の公民館につきましては利用頻度ということで、常駐という形を考えているというところですよ。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

山岡義正君。

○12番（山岡義正君） 一点お聞きしたいと思います。

四万十川対策室を設けるということでございますが、これに対しては非常に感謝してるところでございます。

ただ一つ、これを環境課の中に設けて、これが、対策室ができるという話なんです、実は四万十川、うちは四万十町なんですよね。四万十町は四万十川を機軸にしたまちづくりというものを考えていくところじゃないかなというふうに考えておるところです。

そうした場合に、四万十川対策室が環境課にあると、自然環境の面からの取組になってくると。ところが、四万十川を機軸にした場合には、農林水産課があり、商工観光課が関係し、いろんな面からすると一本立てが必要ではないかというふうに考えておるところですが、その場合に、これは自然、対策室じゃなくて、課のほうが本来はあるべき姿ではなかろうかと思うわけですが、そこで、町長が今後、これを環境課の中に対策室で置くんじゃないかと、課として設けていく考えがあるかどうかということを検討されたかということをお聞きしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 四万十川対策室は四万十川の再生をやってもらうと、それを中心しての考え方の下で四万十川対策室を設置するということにしたわけでございます。議員さんおっしゃられるとおり、四万十川の再生という面では森林の保全であるとか、いろんな分野が関係をしてくると思いますけれども、とにかく四万十川の再生に関するものについては四万十川対策室のほうへ一本化をしていきたいという思いでございます。

将来的に課にするかどうか。それについては、対策室を設定して、その業務の内容であるとかそういったものを今後検証もしながら、そういった必要があるという場合には課の設置ということも視野に入れなければならないと思っておりますが、今、職員の数も非常に減ってきておりますので、いたずらに課を多くつくって職員を分散するよりも、一つの課に職員を多くして、お互いが協力し合い、連携し合っていくというほうが今のところ効率的ではないのかなと思っておりますが、将来的には議員さんおっしゃられるとおり、対

策課ということも可能性としてはあり得ると思っております。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

下元昇君。

○15番（下元昇君） 私も議案101号でちょっとお伺いしたいんですけれども。

こうして行政機構の改革に伴いまして、課の再編成が示されておりますけれども、説明資料の34ページのほうに、右上のほうに細かく課の内容等も書かれておりますけど、この中でやはり一番上にある危機管理課、赤文字のところです、そして、今、山岡議員から質問があった四万十川対策室、それからその下の国土調査推進室。この三つが、いずれも今後、四万十町の大きな課題を抱える部分であろうかと思えます。

そこで、この条例が通れば、来年の4月からの新年度に合わせて当然人事異動もあろうかと思えますけれども、私はやはり危機管理課、四万十川対策室、それから国土調査推進室、ここにどれぐらいのやはり人数を配置するかということも、私が見ると、やはり重点的にやってくれるんだな。例えば、四万十川対策室の室長以下何名とか、やはりこれが1人、2人では機能を発揮しないと。だから、やはりある一定、町長、副町長の中にはこれが、条例通れば、やはり重点項目でありますんで、ある一定、何人置こうと。誰をということはこれからかも分かりませんが、限られた300何名の中の職員さんで、この三つの、危機管理課、四万十川対策室、国土調査推進室。国土調査の部分は、これも以前から非常に、とにかく1年でも早く窪川の国土調査を済ませるべきだというふうに議会からも非常に多く要望が出されておりますので、現在の担当員と比べて、いわゆる推進室にした場合の人数。そこあたりの人的な配置について、1課2室の、もし今、執行部のほうでこのぐらいに人員配置をしてやりたいということが分かっておれば、その点だけ一点お伺いをします。

○議長（宮地章一君） 副町長渡部睦君。

○副町長（渡部睦君） 議員さんおっしゃられるとおり、うちのほうも重点項目ということで、危機管理課、四万十川対策室、国土調査室というような形で新たに課の設置、室の設置をしたところでございます。

人員配置につきましては、毎年2月に各課長のヒアリングを実施した上で、現状の人数、それから採用の人数、それから派遣人員等を配慮しながら配置を決めていきますので、今現在、大まかに何名ぐらいと、課であれば5名ぐらいの人数は必要かなというような感じは思っておりますけれども、実際には2月に、総合支所も含めまして、それぞれ各

課長とヒアリングした上で最終的な配置を決めていきますので、人数等については今現在、述べるにはちょっと早過ぎるかなというところで、申し訳ございませんが、当然そういう思いでこういう配置をしておりますので、それについては可能な限り配置をするように努めていきたいというふうに考えております。

○議長（宮地章一君） 下元昇君。

○15番（下元昇君） 大体毎年度の人事が年明けということですけど、あえてどのぐらい、やはり力を注いでくれるかなということでお伺いしました。

それで特に今回、私も一般質問で四万十川の再生と保全を取り上げて、ほかに吉見川の問題、何人か同僚議員からもあって、やはり環境と川に関する町民意識も非常に高まっておりますんで、初代の四万十川対策室長、やはりこの方の四万十川に対する思いでありますとか、その方の力量が非常に問われると思うんです。だから、そこらあたりも、ぜひとも2月以降、慎重に、誰が、どの職員が初代の室長にふさわしいか、ここあたりを十分執行部内で議論して決めていただくようにお願いして、質問を終わります。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） 私は機構改革につきまして、どのように生かされているかというところをちょっとお伺いをしたいというふうに思いますが。

まず、合併協議会の中で、これまでゾーニングをしてきたというふうに思いますが、その中で、大正地域においては教育のゾーニング、あるいは十和地域においては福祉ゾーンと、そして窪川地域においては農林業の振興ゾーンというような形を確か取っていたというふうに思います。

そういう中であって、やはり原点に戻ってみると、この機構改革の中で、それが今後どのように生かされていくのか。そのあたりをちょっとお伺いしたいなというふうに。本来ですと一般質問で聞きたいわけですけども、そこ、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 企画課長森武士君。

○企画課長（森武士君） 議員のほうから、合併協議の中での四万十町のゾーニングのお話がありましたので、機構改革と併せて私のほうから答弁を差し上げたいというふうに思います。

振興計画の基本構想の中では、確かに山の恵みゾーンであるとか、大地の恵みゾーン、

また、海の恵みゾーン、四万十川本流ゾーンというふうにそれぞれゾーン分けをして、それぞれの整備方針なども定めているところでもあります。特に地域振興局にこれから変わってまいりますので、そういった部分では、大正・十和については先ほど町長から答弁申し上げましたように、総合支所の機能を引き継いだ振興局ということでもありますので、まずは地域振興、こういった部分について振興局が主体性を持って取り組むということになるかと思います。

また、教育委員会の部分なんかもありますが、教育の部分もありますけども、こういった部分については教育委員会主導の下に、分室業務は本庁業務に事務委任という形になっていくわけではありますけども、まずは振興計画のゾーニング、これを生かしながら機構改革の中でも限られた人員の中で取組をしていきたいというふうに考えているところです。

○議長（宮地章一君） 酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） 分かりましたが、それは分かりました。

ただ、これまでゾーニング等を含めて協議をしてきた中で、やはり執行体制いいですか、そういうことがこれまで十分なされていなかったのではないかというふうに思いますね。見直しをやはりしながらやっていかないといけないと。私は機構改革については問題はないというふうに思いますけれども、そういう中であって、後からまた質疑をさせていただきますが、例えば十和地域においては福祉ゾーンと、それで大正地域は教育ゾーンと、高校もあるということで、いろいろそういう形でありましたよ。三つに分けていましたよ。

そういう中でやはりどこに主体性を置いて機構改革をしていくのかということを考えたときに、例えば福祉にしてみれば包括支援センターが十和からなくなって、それで福祉ゾーンかというようなことも含まれて、いろいろ考えていくわけですから、そこをしっかりともう一回構築をしてやはり調整をしながら、機構改革も含めてやっていただきたいと。それがないと、今まで、せっかく合併をしてこうしてやっていっているのに、全然そういうことが無視されてどんどんと行っていくということは、非常に住民にとっては安心感を与えられないということもありますので、いま一度そのあたりを十分検証しながら、機構改革をぜひお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

中屋康君。

○５番（中屋康君） 私は、先ほど３番の田邊議員が質問をしております、質問回数の限度ということでありますので、同様の関係のことをちょっとお尋ねするんですが。

まず教育分室が今回、町民生活課に、大正・十和地域については移管替え、所管替えということなんですが、まず、教育分室がなくなるという形で、教育事務に関して教育委員会から町民課に移管をした場合の大正・十和地域の教育に関する指揮・命令の形が、どんな形で今から整備をしていくのか。はっきりそれを本庁の教育委員会に全てを引き揚げて、町民課には単なる受付事務だけ、そういう感じのパターンなのか。そのあたりの、今回教育分室が町民生活課のほうに移管吸収するという形で体系が出されておりますので、そのあたりの整理付けをちょっともう一回説明をしていただきたいのが一点です。

それから、先ほど次長が説明をされた中で、大正の場合は大正の公民館の今後の在り方について、２名常駐をさせていきたいということであるんですが、公民館、大正の場合は非常に使用頻度が高いということで、大正公民館については管理監督事務というのが非常に大切になってくると思うんですが、そのあたりのことについては町民課が全て管理監督をするのか、あるいは今までどおり、あそこに館長形式で一人責任者をしっかり置いて、そこで公民館全てのことについて管理監督をさすのかいったところのすみ分けをしっかりとしているのかどうかの、二点目です。

もう一点は、十和の教育分室が今現在は、あれ、十和体育館、昭和地区ですか、にあるわけですね。昭和でいいんですか、場所は。

（「十川」と呼ぶ者あり）

十川ですか。そしたら結構です。十川の、今そしたらどこですか。私ちょっと無認識で申し訳ない。

（「久保川」と呼ぶ者あり）

久保川ですか。そうすると、いずれにしても十和の場合はそういう利用については空白にして、その都度その都度担当者が出向いて、十分事足りるということでお答えをいただいたんですが、そのあたりのところをもう一回しっかり、人員の配置の仕方と、それから教育委員会が教育分室をなくした場合の町民課との、中に置く、教育関係の担当者をどういう形で今からそこに存在をさすかといったところを、もう一度お答えを願ったと思います。

○議長（宮地章一君） 教育次長岡澄子君。

○教育次長兼学校教育課長（岡澄子君） 私のほうから学校教育課関係の業務についてお答えをしたいと思います。

学校教育課は現在、ほとんどの業務を本庁で実施しております。スクールバスの運行に関することとか、一定奨学金の、旧の町村時代に貸付けを行った奨学金に関する事務とかは各分室のほうで実施をしております。ほかの全体的につきましては、学校教育に関しては本庁で行っておりますので、現在の形で、あと分室がなくなった場合も町民生活課に事務委任ということで、そこでどうしても急に対応せないかんという、例えば教員住宅の入退居でありますとか、スクールバスの運行に関すること、そして、奨学金の徴収に関することにつきましては基本的には本庁で業務を行うということにはしておりますが、どうしても地域性のこともありますので、徴収については一緒に連携しながら行うということにしております。あと施設管理でありますとか、急に確認が必要であるとかいう場合は、町民生活課のほうでその時点の対応はしていただきますが、あとの維持管理、発注、修繕とか、そういう修繕の発注であるとか工事関係については全て本庁で行うということで、今申し上げたほかには、教育に関することで相談があった場合は当然近くの支所ということになりますので、町民生活課のほうで相談等は受けていただいて、対応については本庁と連携しながら、本庁のほうで基本的にはやっていくという方向にしております。

○議長（宮地章一君） 生涯学習課長野村和弘君。

○生涯学習課長（野村和弘君） 続きまして、生涯学習に関する部分ですが、生涯学習に関する部分につきましては、十和・大正、それぞれ地域性のあるものについてはそれぞれの町民課のほうで業務を行ってもらおうということで考えております。

あと、総合的なところにつきましては当然連携も取っていかないきませんが、教育委員会のほうで主導して行うようにしております。

それから大正の公民館につきましては町民生活課内の職員が、今の現状の2名、公民館内で事務を行うということになりますので、当然公民館がある以上は公民館長という職は必要ですので、そちらのほうは誰かが、公民館長として位置付けは行わなければならないと思っております。

○議長（宮地章一君） 中屋康君。

○5番（中屋康君） 今お答えをいただきましたので。

そうすると、じゃ、教育委員会から直接の人員というのは全くなくなるということで解釈してよろしいですね。全て町民課のほうに移管すると。ただ委託事務ということで、申

請事務等々について町民課のほうで受けたものを、教育委員会のほうにそれを届けるという形で解釈してよろしいんですかね。教育長、何かあったら。

○議長（宮地章一君） 教育長宮崎勲君。

○教育長（宮崎勲君） お答えいたします。

教育委員会と首長との法的な関係もあります。したがって、教育に直接関わる、例えば幼稚園なんかについて委託をするということは、これはできないであろうということで、当然に本庁のほうで行いますが、先ほど次長、それから課長のほうから申し上げましたように、総合支所、新しい振興局のほうで行っていただいたほうが住民の方のサービスにとってもいいというような部分については行っていただくということを基本に、今回事務の分担の見直しもしまして、学校教育等については先ほど申し上げましたように、ほとんどが本庁のほうで行うということにしておりますが、生涯学習課のほうについては、地域との結び付きの多い行事等もございますので、そういった部分については地域振興局の一定の課で行っていただくということを基本にしていきたいというふうに思っております。いずれにしても、学校教育等、いわゆる直接の教育に関わる分については教育委員会が主体で行うということが必要でありますので、そのように行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第１０１号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１０１号行政機構の改革に伴う関係条例の整理についてを採決します。

議案第１０１号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第１０１号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第3 議案第102号四万十町保育所条例の一部を改正する条例について、日程第4 議案第103号四万十町立認定こども園設置条例の一部を改正する条例について、以上、議案第102号から議案第103号までの2議案を一括議題とします。

この2議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第102号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第102号四万十町保育所条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第102号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

これより議案第103号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第103号四万十町立認定こども園設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第103号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第5 議案第104号四万十町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 議案第104号の廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正でございますが、今回新しくし尿処理場が建設をされて、ほぼ完成に至っているように見受けられるわけですが、一つはそれに伴う最大取扱量の、受入量の改正と、併せて私は非常になぜかな思うのは、いわゆる液体ですので、本来、今までどおり受入れはキロリットル、いわゆる液体ですので普通はリットルという単位が普通の単位です。今回、その下にあるのを、変えろうというのは、10ℓを10kgにいうのは、普通は液体の場合、基本的にはやはりリッター数を条例等で私ほうたうべきではないかなということです。

当然リッターとキログラムの違いは、比重の関係で1ℓイコール1kgにはならんわけですが、この条例改正ではいわゆる液体1ℓに対してあくまでも1kgだという想定の中で、10ℓを10kgにするということです。意味するところは私、分かりますよ。恐らく計量器が、どこもそうですが、スケールで乗っていけば、当然あれ、計量器は重さを量る、そのことは分かります。しかし、わざわざ条例改正の中で、リッターイコールキログラムということであれば、わざわざこれは訂正しなくても、バキューム車で来て何千kgになっても、それイコールリッターで、それは業者との問題で解決されるわけですので、わざわざリッターをキログラムに変える必要性はなぜあるのかというのが、この条例を見て不思議に思っていますので、変えないかん、当然受入量は変えないかんですよ、変わりますので。しかし、液体の場合は本来、受入量もこれに合わせて、そういう形で変えるがやったらええですよ、44tとかいう形でね。上はキロリットル、下はリットル。いわゆる液体の量での条例改正、上は、下はグラムの変更というのは非常に整合性がないなというふうに思いますが、その点について町長のお答えを求めたいと思います。

○議長（宮地章一君） 環境課長山脇一生君。

○環境課長（山脇一生君） 10ℓ と10kg の関係でございますが、議員がおっしゃるとおり、10kg と10ℓ 、ほぼ同じでございます。厳密に言えば違うのかもしれませんが、ほぼ一緒でございます。

計量器を用いまして、計量器による料金を処分料としていただくということでございますので、今までは受入れのときにリッター数を確認して受け取っておりました。今後は計量器に乗せて重量、これに基づいて料金を請求すると。請求の根拠となる規定でございますので、10kg に改めたいということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

（3番田邊議員「はい、分かりました」と呼ぶ）

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第104号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第104号四万十町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第104号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第6 議案第105号四万十町公営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第１０５号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１０５号四万十町公営住宅条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第１０５号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第１０５号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第７ 議案第１０６号平成２５年度四万十町一般会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

山岡義正君。

○１２番（山岡義正君） 予算資料の３ページにありますニラのそぐり機です。ニラのそぐり機が、ここへ補正で１４１万７，０００円とあっております。

これにつきましてちょっとお伺いしたいのは、この事業そのものが、今回はニラの洗浄そぐり機ということで１台分が計上されておるわけですが、その頭にあります、備考欄にあります補助金等につきましては経営体育成支援事業実施要綱ということにおいて、国の法律でやったもので上がっておると思いますが、これは平成２６年、２７年、２年かけて２，０００万円ずつの予算が計画されております。今回の１４１万円はそのうちの一部であろうというふうに判断するんですが、今後の計画。今後の計画として、どのようなことが考えられておるかいうところをご説明していただければと思います。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） それでは予算資料の３ページの上段ですか、経営体育成支援事業のご説明を申し上げます。

これ、「新・継続」という欄では新という形になってますので、新規の事業でございます。今年度からできた事業でございますが、これは説明にも書いておりますが、「人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体等が、農業用機械等を導入し、経営改善・発展に取り組む場合に農業用機械等の導入について支援する」と書いております。

これ、先ほど申し上げた中心となる経営体が規模拡大などを図る場合に、導入した場合に融資残について補助があるというものでございます。お金を借りて、その残りに補助がある。それも３０％を上限に補助があるというものでございます。

今回の場合はニラ洗浄そぐり機、いわゆるニラをそぐる機械ですが、それを導入するようになっておりますが、２６年度、２７年度につきましては２，０００万円ずつ計上といえますか、記載させていただいております。今年は新規の事業でありまして、人・農地プランに位置付けられた経営体等、いろいろこういう要望を取ったところ、こういう１件ありましたが、来年につきましてはニラのそぐり機だけではなく、農業用機械全般で導入も構わないということになっておりますので、要望があつたら、このぐらいの事業をやりたいということで上げております。ただ、きちっと要望を上げての２，０００万というわけではありませんが、積極的に人・農地プランに位置付けられた経営体等をつくって、その方が導入したいということがありましたら、取り組んでみたいという意味の２，０００万でございますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 山岡義正君。

○１２番（山岡義正君） そしたら、これは経営体ということで、一個人でも許可が出るということですか。それで、もしくはこういった中で、これから先の農業の計画としては、例えば何人かが組んで一つの事業を導入するとかいろんなことが考えられるんですが、これが、個人でこういった事業を導入するということであれば、いろんなことが出てくるんじゃないかと思います。ここはある程度区切ってやるとかいうことでなくて、一人一人のそういった経営体があるから、そこへ機械の導入を、そしたら３分の２まで融資額の中でやりますよということであれば、いろんな要望が出てくるんじゃないかなというふうにも考えるところです。

確かに農業のこれからの推進に向けては、そういった補助も大事であろうと思いますが、何人かのグループをつくって、今はあるんですよね、部落にも。そういったものにやるという話であれば分かるんですが、何か個人でやるというところに補助金をそうやってあてようていって、いろんな形でええかなというふうにも考えるところです。ある程度そのところ、どういうふうに考えられておるか。自分らは、経営体ということですから一個人であつてもえいんじゃないかなというふうに判断しますので、そこな辺はどういうふうに考えられておるか、お願いしたい。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） この説明欄には「経営体等」というふうに示しておりますが、この中には当然個人も入ります。人・農地プランでありますので、人と農地の問題を解消しましょうという取組でございまして、人の問題、つまり担い手対策ということになりましょうから、個人も当然入ってまいりますので、その地域における担い手と、そちらに向けての取組となります。

ただ、先ほど申し上げましたように、融資はある程度受けていただかなければならない。そして、融資をしたものの残りについて3割を上限に補助しようというものでありますので、そういう条件が付いておりますが、地域における担い手の育成という取組でございます。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 山岡義正君。

○12番（山岡義正君） 確かにそれは考えられるし、融資ということになれば、農業の従事者の方がどれぐらいの融資を受けれるかということも私たちは分かりません。商業をやっておる者であれば融資単位はやはり1,000万超える場合もあろうし、そういった中で、3分の1についての限度額がということですが、3分の1の限度額ということになるんですが、やはりそこら辺が、農業の枠の中で融資がどのぐらいというのは自分たちも見当が付かんわけで、設備を例えばやる場合に融資を受けれるからいうて、農業従事者の方がただ分に、簡単に融資を受けれるというふうには判断せんわけです、自分たちは。

ここら辺がきっちりとした、やはりある程度制度を使いながら、制度融資を受けながら考えていく必要もあろうし、そこら辺の手だてを町として考えておるかです。銀行からの融資いうのは恐らくちょっとないかなと。そしたら制度融資になるわけですよね。それが、制度融資をどの程度農業の方がこれを受けれるかという範囲もある程度考えていかないと、

この事業がなかなか、こういったものの、小さいものであればええんですが、大きい場合にはなかなかそこな辺の金額的な問題等が起こってくるんじゃないかなというふうにも考えます。そこら辺をぜひこれから、今後検討していただけたらと思います。

なかなか、実態があった中でのこういった融資になるんか、それとも、果たして現状として制度融資を受けてやっていきますという話であるんか、そこら辺をちょっと検討されておってのことか。例えば400万ぐらいであればと、ぐらいであればと言うたらおかしいんですが、こういったものであれば、それは融資を受けてということにもなりましょう。ですが、1,000万ということになれば、やはり制度融資の利用の仕方とかもいろいろ考えていかなくちゃならないし、また、その点については、制度融資ということになれば町も協力しながら、そこを援助してあげるとかというような方法が必要であろうと思います。ぜひそういった方向で検討していただけたらと思います。

以上。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 融資につきましては、この場合は、例えば農業近代化資金とかいうような制度資金が中心になろうと思います。

それで、本来であればその融資をもって機械を導入するわけでありますが、その融資をした場合に補助金もありますよということで、大いに活用してくださいという意味合いの事業でございます。

一番いいのは、融資なくて現金で買ったらいいいわけですが、それはなかなか経営的にも難しいかもしれませんので、そういう制度融資もあるわけでございます。なおかつそれに加えて補助も出しましょうという新たなこの取組でありますから、これによって担い手の農業用機械等の整備が進んでいけたらいいなというふうに、またそこも、要望等も聞きながら進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） ちょっと先ほどの続きになりますが、日常生活圏域ニーズ調査委託事業についてお伺いをいたします。

これは先ほど私、質疑をした中で、これは今後、地域間の機構改革の中では、局の主体性によってこれからいろいろやっていくということでございました。そういう中において、

今、これまで高齢者福祉計画、あるいは介護保険事業計画、老人福祉法第20条の8ですか、第1項に規定すると書いておられますが、これまで、計画の中でどれだけ実行が、これまでの計画の中で、福祉計画の中でどのぐらいが実行されてきたのか。そして、また、これらを行うことによって、ただ計画を作成するのみならず、どういうふうな方向で取り組んでいこうとしているのか。そのあたりをちょっとお伺いしたいなというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 健康福祉課長市川敏英君。

○健康福祉課長（市川敏英君） ご質問については、今の計画がどの程度行っているのかということで構わないでしょうか。

基本的には、高齢者福祉計画と介護保険事業計画、特に介護保険事業計画においては保険料を算定もせにやいけません。そういう面では、来年度までが第5期ということでやっていますので、その間の状況としては、執行部の状態としては、普通ちょっと余分に上がっていくんではないかなと心配しておりましたけども、当初の計画どおり行っていますので、保険料については今回の状況の中では順調に行っているんだろうなと。

その中で今回一番大きな問題としては、特別養護老人ホームをどうするのかというのがあって、それを十和地区に設置をするということが決定されて、現在動いております。時間的に見ますと、なかなか産みの苦しみといいますか、業者は決まったんですけども、なかなか工事に入るまでが時間がかかりまして、そして工事に入るについても、今回も、なかなか今のアベノミクスといいますか、その中で建築のほうが大変たくさんきている。その中で、一気に業者が決まらなかったです。そういうことでの遅れはありますけれども、流れとしては、当初一番の大きな考え方として、200人を超える待機者があると、これを何とか解消せないかんと一番重視されておりました特養については順調に行っています。

それで、若干遅れておりますが、今年の3月にできる予定で報告しておりましたけれども、ひょっと6月ぐらいまでずれる可能性があるということにおいては、申し訳ないかと思っておりますけれども、予定どおり行っているというふうに考えております。

それから認知症の関係なんかの事業についても、予防事業、やはり大変重要になってきますので、それについても今いろいろな検証をいたしまして、来年度以降、やはり認知症が一番大きいと思うがです。そういうことについての具体策を打って、新しい事業で打って出ないかん。そのためには今回、6,000人という大変大きな人数でありますけれども、この中の8割の方の回答がもらえると考えてます。それを受けて、次の第6期に乗せ

ていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） 大体福祉計画の下で徐々に進んでいるというお話でございますが、この計画策定に当たって、委託事業で組んでおりますけれども、例えばこういうことは、これまであったかふれあいセンター等窪川・大正にはございますが、そういう中で、見守りとかいろいろそういうことができる事業がその中に組み込まれているというふうに思いますが、そういう中でどうして調査がこれまでできていないのかと。

例えばそういう65歳以上、あるいは独居、そういう中で、そういう事業をやっているところで、ある程度の把握は僕はできているのではないかなというふうに思いますね、これは。十和地域の場合はそれが無いということで、いわゆる先ほど言ったゾーニングの問題が出てくるわけですが、そういう形でやっているところについては、ある程度の、例えば福祉の関係、あるいは老人の独居の関係、そして、そこである問題点等が把握できていないとおかしいなというふうに私は思うわけですが、そういうことは全然やっていないわけですか。お任せ切りになってしまってやっているということではなくして、やはりそういう事業をやっているところについて、どういうふうな、例えば見守りをやっているのか。そういうやはり検証もしながら、健康福祉課としてはやはり把握をしておくべきではないかと。それができておれば、そんなにアンケート調査をどんどんとやるという必要もないのではないかと。問題点のあることについてアンケート調査をやって、それを次の段階に生かしていくということにしていかなないと、これ、6,000人ぐらいからのアンケートを今度取って、それをまた次の計画の中に生かしていくというふうに書いておりますけれども、私は非常にそこら辺が何か矛盾しているなという感じを受けるわけですが、その点はいかがですか。

○議長（宮地章一君） 健康福祉課長市川敏英君。

○健康福祉課長（市川敏英君） 今あったかの話も出ましたけども、確かにあったかふれあいセンターというのはそういう高齢者とか子ども、障害者、本当地域の方誰もが集まれる場であって、そこではいろんな相談事業。そしてその事業の中には訪問事業も入ったりしますので、ここに必要なものは全部取れりゃせんかというふうなふうに見えますけれども、なかなか全部というわけにはいきませんので、今回この制度の中では、この計画を立てるに当たって、やはりニーズ調査をなさいという項目があります。したがって、その

項目に基づいて実施するわけですので、大変重要な項目も入ってきます。なかなかあったかでの聞き取りだけではできませんので、ご了承を願いたい、ご理解願いたい、そのように思います。

○議長（宮地章一君） 酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） 大体分かりました。

が、しかし、そういう形で取り組む場合、地域的に言いますと、先ほど言ったように福祉ゾーンで、以前は十和地域においては在宅介護を含めた、いわゆるそういう形で福祉・医療が一体となった取組をするということで、そういうゾーニングになっていった。しかしながら、それがだんだんと後退をしていっている現状を見ると、非常にそこなあたりが矛盾をしているのかなというふうに感じたので、私は質疑をいたしました。ですから、そういうことのないように、やはり行政の中でしっかりとそこら辺を把握しながら進めていくと。そして、この計画、次の第6期計画に向けて、それが実現可能なやり方をぜひお願いしたいというふうに思います。答弁があれば。なかったらいいですよ。

○議長（宮地章一君） 健康福祉課長市川敏英君。

○健康福祉課長（市川敏英君） 議員おっしゃるとおりでございますので、基本的にはその流れを酌んでいきたいと思ってますし、先ほども言いましたけど、十和地区にもやはり特養、要は地域に足らない施設として考えてましたし、その区分では設置していったつもりです。

今回もこの調査に基づいてしていく分については、町全体の問題としてやっていますので、特化したものではないですけども、十分配慮しながら考えていきたいというふうに考えます。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありますか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） それでは予算資料について聞きながら答えを求めたいと思います。

予算資料の1ページで、新エネルギー調査研究モデル事業費の中で、今回300万の減額補正であります。その内容については資料を見れば分かるわけですが、もう一つは、今度、窪川地域でやろうとしたけれども、今回事業費を300万削って、あと、大正・十和にも、ここの計画の中では2か所追加調査をやりたいという内容ですが、具体的に大正・十和、どこあたりを考えて調査をしてもらうのか。これの場所付けがあればお聞

きをしてみたいと思います。

それと、その次の２ページで、四万十町地球温暖化対策設備設置費補助事業で、大変太陽光発電、太陽温水、ヒートポンプ等の希望が多いという状況のようです。大変町の取組として、町民も理解して取り組んでもらっているという形になろうと思いますけれども、今回１，０００万の補正ですが、ただ気になるのは、申込みが１月末で２５年度は締め切りますよという内容ですが、ここに書かれているように、当然来年の４月から消費税が５％から８％、３％の引上げになるとなれば、ある意味駆け込み需要といえますか、１月以降にもひょっとしたら申込みがあるやもしれませんが、それも見込んでこの１，０００万で、当然それまでの実績で予算計上したと思いますけれども、そういう駆け込み需要も踏まえての予算計上なのかどうなのか、その点。もし多ければ、３月補正でまた組むというお考えの下での編成なのかです。

それと、今回の、１１日の提案の中身とは若干変わりましたが、予算資料で４ページ。新聞報道もされましたので、町民の方が大変関心のある旧家地川小学校の屋内体育施設改修事業の中で、１１日の提案では、基本設計業務から２８８万で計上したものを、調査研究費ということじゃったと思いますけれども、訂正が、ということですが、その違い、基本設計と調査業務の違いについて。

ある程度６月には、議会の私どもには提示がありましたけれども、その後、議会に対する提案もないままに調査。本来は、最初は基本設計組みたいということでしたけれども、今度は調査に変わってきたわけですが、その実態。６月以降この半年間の中で、地元、町、どういう、半年の間の状況変化があったのか。６月で若干の基本的な考え方は示しをいただいたけれども、その後どう変わってきたのか一切提示もありません。町の基本的な調査研究をどう今後していくための２８８万円の予算なのか。町民も関心のあることです。町長のほうから町民に分かるような説明をお願いしたいと思います。

それと、説明資料の６ページに入りますが、防災活動拠点施設整備事業で、今回、大正にあります中学校地区の、大正中津川です、すみません。２，０００万の減額の予算で、来年度に南川口と大正中津川を、分団の建て替えということになるわけですが、大体、大正、十和、窪川はちょっと分かりませんが、分署というのは大体同じ建物、２階建てというのが大体分署の、消防分署の、大体分署の建屋です。

というのは、今後、中津川来年度やるわけですが、２階建て。これを解体するののかどうか分かりませんが、一つの手だてとしては、今後の問題で生じてきた問題、今回ど

うするか分かりませんが。こんな建屋では、敷地の関係もあります、今までどうこう言うつもりはありませんが、今後建てるに当たっては、ある程度耐用年数が過ぎて、地元の方が何かの活用をするとか個人に分けるとか、そういうことを考えるならば、こんな2階建てでは恐らく地元の方に分けるといっても、また、活用してくれいっても活用のしづらい、階段が急な階段、ましてや2階も1ルームしかない。そこらあたりの、今後の屯所の建設の在り方。それについて町の考え方を聞きたいと思います。

以上です。

○議長（宮地章一君） 企画課長森武士君。

○企画課長（森武士君） それでは私のほうからは予算資料1ページの新エネルギー調査研究モデル事業、ご質問の300万円の減額の理由と、追加調査で行う大正・十和地域の場所付けがあるかという2点のご質問についてお答えをしたいと思います。

まず、今回窪川地区については資料にありますように、5か所で適地選定調査を行いました。適地としましては、米奥、西ノ川、ここの水路。夏場・冬場ともに水量、水速もありまして、1日の発電量が約10kw期待ができるということで、非常に適した場所が判明はしました。ところが、この壱斗俵については重要文科的景観に集落全体も指定もされているということがありまして、10月の整備検討委員会にこういった計画をお示しをして、検討委員会ではおおむね同意もいただいたところではありますが、どうしても水路組合との最終的な調整も必要です。代表者の方はこの事業について理解もいただいているわけですが、総会での決議というか同意、こういったものも必要であるということで、その会合が年末になります。そうしますと、水車を組み立てて、これから発注をしてということになりますと、残り期間が3か月ということになりますので、今回、12月補正予算で本体の組立てについては減額補正をお願いしているところであります。

二点目の適地であります、できれば381号の四万十川沿いに突き出た谷、そういったところも適地になりましょうし、それから439号線の、議員お住まいの集落のほうの四万十川に突き出た小河川、そういった適地もこれから調査をしたいというふうに考えているところです。

ただ、十和地区については、今、二双茶屋がありますよね。ご存じですか。浦越、国道沿いに二双茶屋があつて、その谷がなかなか水量も多くて、隣には公衆用トイレもあります。そういったところにこういったモデル事業で電源が活用できないか追加調査をしたいということでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（宮地章一君） 環境課長山脇一生君。

○環境課長（山脇一生君） 資料の２ページ、地球温暖化対策設備の補助金についてのご質問にお答えしたいと思います。

１月末まででなぜ締め切るのかということと、それから、駆け込みも含めて予算を上げているのかという二点やったと思います。

まず一点目。１月末で締め切るというふうに資料のほうでは書いております。これにつきましては、過日、１２月に行われました、町内各地で区長会の席上でも地球温暖化対策設備と、それから浄化槽の設置整備の補助事業、これらにつきましては１月末までに環境課のほうへ申込みをしてくださいということをお願いもしてきたところです。

２４年度の決算の中で、温暖化の５００万、それから浄化槽のほうでも５００万といった不用額が出まして、監査のほうでも指摘を受けたところです。

１月末というのがなぜかといいますと、３月補正の予算要望の締切りの時期にも当たります。１月末であれば２月、３月の２か月でございますので、当然補助希望者につきましては、それまでの計画というものも当然立たれるということで、２５年度事業については１月末までに申込みをしていただきたいと。それから文書のやりとり等をして、補助金交付決定となると、当然２月にずれ込んでいきますけれども、そういった全体の把握をしたということが１月末ということでございます。

それからもう一点、駆け込みも含めて、予算はこれで足りるのかといった趣旨やったと思います。２３年度の実績見ますと、太陽光が最も補助金が多いわけですが、３６件、１２月から３月までが、それから２４年度でいいますと２４件と。今回２０基ということで、若干減らしておりますが、大体適正な予算額ではないのかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 商工観光課長植村有三君。

○商工観光課長（植村有三君） 予算資料４ページのことにつきましてお答えさせていただきます。

ご質問のほうにつきましては、この事業関連しまして、６月以降の動きと、それから、今回提出させていただいてます基本構想についてというお尋ねでございます。

この件につきましては町長等のほうからお話があるように、昨年から家地川・野地地区の方々でつくられています四万十オルモ組合という団体を中心にして、この両地区の活

性化について、今現在休校となっております家地川小学校を拠点として、活性化につながる施設の活用ということで話が合った経過があります。

そして、今年度に入りまして、校舎の活用、体育館のほう、具体的な整備計画について、基本的な計画について議員さんのほうにもお示しさせていただいたところですけど、議員さんのほうから、やはり今後、両地区の負担にならないように、十分に経営とか運営、それを検討した上で、また実施する判断材料にもさせてくれというお話もありましたので、6月以降、オルモ組合のほうで集落活動センターという拠点整備のほうも含めまして、今まで5回会を持っておるところです。その中で、いろいろな集落の方々の思いとかいうことを今出していただいて、これから活動センターとしての絵を描いていくというところになっております。

そして、活動センターへの集客施設というような形で今回出させていただいております体育館のほうを、ミュージアム的なところに整備をしていきたいというようなところで、それにつきまして、どういう規模で、どのような内容で、また、どういう経営、運営をしていくかというふうな体育館部分の基本的な構想を、専門家の方に入っていていただいて作成をして、今後につなげていきたいというところです。

また、当然、作成に当たりましてはオルモ組合のほうの意見を十分取り入れながら、また、このミュージアムにつきましては当然海洋堂さんのほうがそういうミュージアムの導入実績もあり、運営のノウハウも持っておりますので、そういうところのアドバイス等の協力も受けながら、基本構想的なところを取りまとめていきたいというふうに考えておるところです。よろしくお願いいたします。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 町長が説明をせよということでございますが、これまでの経過につきましては商工観光課長が申し上げたとおりでございます。家地川小学校が休校になった後、その校舎、あるいは体育館の活用については地元の思いを酌んでということで、地元のほうで協議をしていただきました結果、野地・家地川地域の地域づくりの拠点にしたいという思いがございまして、集落活動センター、今、県のほうで県内のあちこちに設置をしておりますけど、そういった集落活動センターを活用して、それによって地域づくりをやってはどうかという思いの下で、現在いろいろ検討もしていただいているところでございますが、この体育館についてはどうしても校舎と一体になって活用策、そういったものも考えなければならないと思っております。

その集落活動センターと体育館が連携をしていくためにはどういう活用の方策がいいのか、そういったいろんな条件等も考慮もしながら、その方向性を探っていききたいということで、今回288万8,000円の予算を計上させていただいたところでございますが、当初は基本設計という形でご提案をいたしておりました。が、しかし、基本設計ということになりますれば、当然活用策は決まって、それに対しての建物の配置図、それから線引き、そういったものを行っていくということが前提になってまいります。基本設計から、通常でしたら実施設計、そして本体の建築と進んでいくわけでございますが、まだそういった段階ではございませんので、誤解を与えるということにもなりかねませんので、基本設計を基本構想委託料とさせていただいて、今回提案をさせていただいたものでございます。ご理解をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） 予算資料6ページの防災活動拠点施設整備事業について、お答えを申し上げます。

屯所の建て方の今後の方向性といった点でございますけれども、議員さんおっしゃられましたように、耐用年数経過後の払下げまで今の時点で念頭に置いてはおらないわけですが、これからの、現在建築中の屯所も含めて、防災活動拠点としての整備ということでございまして、当然消防団の屯所としての機能が基本ではございますけれども、会議室なども若干広めに取りまして、住民の避難といったことにも一定対応できるという形で、防災の活動拠点としての整備ということで実施をしていきたいというふうに考えております。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） それぞれ答弁いただきました。大変時間もたっていますが、もう一回で終わりたいと思いますけれども。

今、総務課長から答弁あった、逆にまた再度聞きますが、防災活動拠点整備ですが、当然、今まではそういう形で私ども地域やほうぼうを見てみるに、場所が狭あいであるがために2階建ての同じパターンの、外側に急な階段のある分署で、屯所でありましたけれども、今後は場所等も含めてやはり余裕のあるような、今言われたような、町民もそこで会議等も、いろんな避難も含めてですが、そういうできるような場所があれば、そういうところへ建ててほしいなということを希望しておきます。

それと、家地川小学校の問題ですが、ちょっと私、思うのは、ほうぼうで休校の校舎、特に私の地元も同じような状況です。広い運動場があり、最近建てた小学校があり、中学

校の3階建ては来月、1月に壊す計画ですが、はや出ているわけです、私の地域でも。

「家地川、あんなものやるらしい。うちらも考えろうね」という声が出ようわけですね。しかし、誰もかれもができるわけでもありませんし、そういうふうに安易に地元の要望があればやれるというようなイメージを、私は持たしちゃいかんと思うわけです。だから、しっかりとして、なぜここにこうなのか、ここならばこうだというものがないと、地元の要望があるからという点ではなかなか難しいのではないかなということを付け加えておきます。

それと、補助金。地球温暖化対策設備補助事業ですが、これは分かりました。できるだけ、駆け込み需要もあると思いますので、早めにPR等しながら、町民の希望があれば早く出してもらうようお願いをしてほしいということと、もう一点付け加えて町長にお願いしたいことは、私も太陽光発電、去年利用させていただきました。非常にありがたく思っています。

もう一点は、私は太陽光だけですが、お金の関係もありますので、太陽光を今年度やって、来年度はヒートポンプ給湯器を付けろかないうたときに、町長、私も最近知ったのですが、当然申請をしなきゃいけません。まず滞納がないこと、自分の持ち家であること、それと、四万十町に住所があること等の条件があるわけです。

聞くと、25年度に太陽光を付けて、もう一個25年度にヒートポンプ付ける場合は、自分の家じゃとかいうのは再度申請する必要、書類を取って、町から、ないようですが、次年度超えたときには再度新たに書類を町からもらって、担当課に持っていかないかんようです。私が言いたいのは、そこまで全てまたそろえてやらないかん必要があるのかよということを担当課長と笑い話の中で話をしたわけですが。

というのは、共働きの場合は、なかなか5時までに役場に行けん場合もあるわけ、土日も取れん場合もあるわけです。一回申請して、自分の持ち家でなくなって、自分が申請に行くことは私はまずないと思うんです。持ち家の書類というか証明、ないと思います。住居も、移転して、おらくの家また付けてくれよということは想定はできんと思うわけですね。ただ、滞納があるかないかは、次年度は滞納するかもしれませんので、その必要はあるかもしれんけど、もう少し住民の立場に立った書類の提出してくれんかえという、担当課長にはお願いしましたけれども、担当課長と2人だけの話ですので、そこあたり、町長、町民が簡単に書類が提出できるような仕組み、考えてほしいなというふうに思ってます。

それと、エネルギー調査の問題ですが、担当課長から答弁ありました。大正・十和やり

たいということで結構だと思いますけれども、地元の方々の意見も、区長会、また審議会まだ生きてますので、そこらあたりでも十分、場所付けも含めて、どこがえいろうねとかいう、いろんな条件あると思いますけれども、水量の問題あると思いますけれども、せっかく地域審議会が現存としてありますし、諮問の件数も少ないようですので、そういったあたり、来年、再来年度で地域審議会もなくなりますので、できるだけ地域審議会、活用していただければありがたいというふうに思ってますが、その点お伺いをして私の質問を終わります。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） まず第一点、旧校舎、あるいは廃校になった校舎の活用についてでございますが、町の基本的な考えとしては、非常に地元の文化等の地域拠点としてずっとあった施設でございますので、地元の皆さんの非常に思いの強い建物でもございます。ですから、その建物の跡地等の活用については、できるだけ地元の意見を尊重してということが町の基本的な考え方でございまして、地元のほうで活用することがないということになれば、町のほうで、こういった方向でどうでしょうかねと、町も一緒になって考えていくということを基本としているところでございます。

ですから、これから、既に休校になった学校等もあるわけでございますが、地域の皆さんのいろいろ思いも出していただいて、それが行政として実現可能なものかどうか、そこは十分検証もし、また地元の皆さんと協議もさせていただかなければなりません、基本的には住民の、その地域の皆さん方の思いを大切にしていきたいと思っております。

そして、二点目の地球温暖化に対する各種の補助についての申請でございますが、それは一回の申請で、その方の住所が変わったかどうか、あるいは持ち家であるかどうか、そういったところは既にこっちのほうで調べれば分かることでございますので、議員さんおっしゃられるとおり、一旦出していただければ、その書類をチェックしながら、改めて書類を全部そろえんでも構んような方向で担当課のほうでやっていただきたいと思っております。

○議長（宮地章一君） 企画課長森武士君。

○企画課長（森武士君） 今回新エネ調査モデル事業ということで、大正・十和地区の適地選定調査については地域審議会のほうのご意見もということであります。

地域審議会については年3回の開催が条例で決まっております。それぞれ年明けに両地区の地域審議会も予定もされていると思いますので、諮問事項にはなりません、その他

の案件でぜひ地域審議会の皆様にもご報告をし、ご意見を伺いたいというふうに思います。  
以上です。

(3 番田邊議員「ありがとうございました」と呼ぶ)

○議長（宮地章一君） 質疑の途中ではございますが、暫時休憩します。

午前 11 時 01 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

岡峯久雄君。

○19 番（岡峯久雄君） それでは補正予算資料から一点だけお伺いをしたいと思います。

1 ページの新エネルギー調査研究モデル事業。先ほど 3 番議員から質疑がありましたけれども、この窪川地域の 5 か所については結果をお聞きしましたし、大正・十和についてはおおむね場所についても答弁がありました。

小水力発電はの場合水車ということですが、1 か所どの程度の発電能力があるかと想定をされているのかと、1 基当たりの事業費。先ほどの 3 番議員の質疑の中で、米奥についてはまだいろいろ検討の余地といいますか、あるということで 300 万の減額した理由も答弁がありましたけれども、そこで見ると、単純に 1 基 300 万という認識で良いのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（宮地章一君） 企画課長森武士君。

○企画課長（森武士君） それでは私のほうからお答えをしたいと思います。

発電能力ですが、窪川地区の 2 か所については先ほど申し上げましたように、1 日の発電量が約 10kw ということで、蛍光灯 12 本ぐらいの発電が可能というふうに検証結果も出ております。

具体的な例として、十和地区においては浦越の例を申し上げましたが、あそこについては谷あい水になりますので、恐らく谷の上部のほうからパイプを持ってきて、それでどんと落とすという形になります。そうしますと、どうしても発電量というのは半分近くになろうかと思います。

ただもう一点難点というか、課題点があります。といいますのは、水車というのは回りっぱなしで 24 時間発電をしますので、やはり活用をしていくということになると、一定の蓄電装置も必要になってきます。こういった部分が恐らく 40 万から 7、80 万費用が

発生しますので、できればそういった部分も含めて県費、または国費の事業がないか、そういったことも今検討もしているところです。

町内の業者さんから水車1基の本体について、見積りも徴しております。約1基250万ぐらいでできるであろうというふうに、現段階では想定をしているところです。

以上です。

○議長（宮地章一君） 岡峯久雄君。

○19番（岡峯久雄君） すいません。先ほどの3番議員の質疑の中で、私、耳に入っておりませんでした。発電能力については分かりました。

これ、最終的には何基を予定しているのかと、また、費用対効果、現時点でどういう予測をしておられるのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 企画課長森武士君。

○企画課長（森武士君） 二点質問がありました。最終的に何基想定をしているのか、また、費用対効果という点であります。

最終的に何基というのは、まだ現段階では想定はしておりません。先ほど申し上げましたように、蓄電器、それから蓄電装置、水車本体を含めると1基当たり300万近くなりますので、やはりそういった大きな事業費が発生をしまいたしますので、まずは補助事業、こういったものを目指していきたいというふうに考えております。

費用対効果についてであります。仮に売電をした場合、壺斗俵の例で申し上げますと、1日の発電が約10kwということで、これを売電で計算をしますと、年間約15万円ということで、年間ですよ。買取り価格が今38円ですかね、そういった部分がありますので、費用対効果を見合わせていくと、1基当たり300万円に対して年間15万ということでありますので、非常に厳しいものがあるかと思えます。ただ10年、メンテナンスも必要であります。長い期間の使用が可能と思えますので、そういった部分での比較もこれからしていきたいというふうに考えております。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

下元真之君。

○14番（下元真之君） 一点だけ質問をさせていただきたいと思えます。

予算資料の7ページの下段でございます。公債費の元利償還金の繰上償還ということでございますが、目的としまして、町債、町の借金について繰り上げて償還をして、地方債残高の抑制を図るということで、財源としては減債の基金を繰り入れするというふうを目

的、書かれております。

その補正の内容でございますが、対象となる町債、町の借金は臨時財政対策債ということになっておりまして、平成15年の借入れ分が2件というふうになっております。平成15年の借入れ分ということは、合併前の旧町村の借入れ分の2件だということだと思いますが、その横に、「交付税に影響なし」というふうに米印であります。まず一点、この意味が分かりません。

そこを説明していただきたいのと、もう一点は、以前、決算委員会的时候だったと思いますが、総務課長に私、臨時財政対策債のことについてお伺いをしたことがございます。そのときの説明では、臨時財政対策債というのは国の財政上の都合で、本来ならば交付されるべき財源が不足して、地方に交付されないと。その分の穴埋めとして、地方自治体で借金をすることができる。これが臨時財政対策債ということで、形式的には自治体の借金でありますけれども、償還される費用については後年度、地方債、地方交付税という形で措置されるんだという説明がされました。ということは、後から交付税という形で後払いますよという制度なんですよという説明であったと思います。

そうしますと、そうやって交付税で措置されて、返済されていかなければならないものが、ここで繰上償還をされるということをする、ここの意味がいまいちよく分かりませんので、説明をお願いいたします。

○議長（宮地章一君） 財政班長大元学君。

○総務課財政班長（大元学君） ご質問にお答えしたいと思います。

まず臨時財政対策債というものはどういうものかということでございますけれども、先ほど議員おっしゃられたように、本来交付税として支払われるものに対して、その交付税の原資、国の原資がないために、国のほうと、それから地方のほうで折半をして、借金という形で、交付税として本来払うべきものを借金として、地方も買ってくださいねと、国も半分は借金をしますねというような制度です。地方が借金した分については、その後、先ほどおっしゃられたように、交付税で返ってくるわけなんですけれども、繰上償還をしたときに、繰上償還をしても、ずっと借りっぱなしと、借りた状態ということでみなしていただいて、交付税としてはきちんと最後まで返ってくるという仕組みになっております。

これまで繰上償還というのいろいろと検討してまいりましたが、繰上償還をすることによって交付税で返ってこなくなるもの。というのは、毎年毎年元金とか利子をお支払いしますけれども、それに対して70%入ってくるもの、そういったものについては、

全部返すことによって支払いするお金がなくなりますので、そういったものについては、例えば交付税が措置がされなくなるとかといった仕組みもありますけれども、この臨時財政対策債については全部返しても、きちんと最後まで交付税で見えてくれるというような仕組みになっております。よろしいでしょうか。

○議長（宮地章一君） 下元真之君。

○14番（下元真之君） 分かりました。

ということは、臨時財政対策債につきましては交付税として返ってくるけれども、その分を先に償還してしまっても、ずっと交付税として、その分を合わせた分が交付税として返ってくると、そういう理解でよろしいということですか。はい、分かりました。ありがとうございました。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

下元昇君。

○15番（下元昇君） それでは私も予算資料のほうで、まず2ページの上段、地球温暖化対策設備の補助事業でお伺いをします。

先ほど質疑がありましたけれども、私はちょっとこの点、気になる点がありまして、あらかじめ問い合わせをいたしまして、どういった事業が行われている内容か。いわゆる太陽光発電、それから太陽熱温水器、ヒートポンプの給湯器、こういったものに対して補助出しておりますけれども、その施工業者の割合がちょっと知りたくて、事前に問い合わせし、私は資料を持っておりますけれども、この割合というのはほかの議員さん、全員の方が共有しておりませんので、太陽光発電は町内の業者さんがどのぐらい、町外はどのぐらい、こういった、まずそれを示していただきたいなと思います。

というのは、これ、ピークが昨年だと思うんですけども、約5,000万。本年度が1,000万の、追加補正でも4,000万。来年以降は徐々に下がってまいりますけれども、今年の夏だったと思いますけれども、非常に暑いときでした。町内の業者さんからちょっと相談がございまして、太陽光とか温水器、ヒートポンプについて、非常に私のほうにもちょっと苦情が入っていると。「どういうことですか」と聞きましたら、町外の、あるいは県外の業者さんが施工した後で、トラブルがあったときにすぐ連絡が取れないということが、その件について、同じ取扱いをしているから消費者の方から連絡があって、そういった対応をしたことがあるということで、ここに、目的の趣旨に「条件を付けて」というのは、先ほどの3番議員の質問の中で、多分1月までということだったかなと思うんです。

けれども、いわゆる補助金ですけれども、町内業者に、これは後ほど担当課長に割合を示していただきまして、また聞きたいと思うんですけれども、後々のメンテナンスも考えると、やはり条件の中に、今年の場合はできませんけれども、来年度以降、やはり町内業者を優先して、何かあった場合もすぐ対応できるようなことも考えるべきではないかなというふうに思いますので、まず、あとの詳しいことは数字の説明があった次にお伺いします。

そして、二点目ですけれども、4ページの下段、先ほども質疑がありました家地川の体育館の跡地利用でございますけれども、先ほど答弁いただきましたように、ここが基本設計から基本構想ということになりました。

それで、私ども議員には6月17日現在で、小学校、体育館、両方改修後の運営計画というのをいただいております、いろいろ議会内でも議論があつて、今回基本設計から基本構想ということになりましたけれども、そこで確認をしたいんですけれども、6月17日付けの運営計画、これは一旦白紙になるのか。このままですと私、地元の方々が体育館のほうの、ホビー堂関係の施設も運営していくには、なかなか地元の方の負担がちょっと大きいかなということもございますので、一応基本構想ですけれども、今までいただいた運営方法とかについては一旦白紙に戻すのか、その点をご答弁願いたいと思います。

そして次が5ページの上段、東大奈路線改良事業についてちょっとお伺いします。

ここに、来年が、平成26年度が5,000万付いております、改良工事が始まるわけですけれども、この中に、本年度の350万の事業の中で、測量設計の中に「国道56号線との交差点協議、設計」とありますけれども、ここはまだ、多分56号線で、窪川から行けば右に入る、高知方面から来れば左に入る場所なんで、クロスした十字型の交差点なのか、三角といいますか、いずれにしても交差する場所なんで、ここに将来的に仮に信号の設置が必要という設計になった場合に、通常、この間も議会のほうに陳情来まして、金上野の信号設置。県警のほうにも行って粘り強くお話ししたんですけれども、設置が条件的に相成らんということになりました。仮にここの設計の中に、信号機の設置が必要ですよといった場合は県警のほうで、町の負担はなしに信号機が設置されるのか、その点をお伺いします。

それと、もう一点、その下です、5ページの下段。これは志和地区の津波避難対策推進事業なんですけれども、本年度も多大の金額が計上されておりますけれども、この中で一点お伺いしたいのは、補正内容、概要等の一番下に防災備蓄倉庫とかございますよね。これがどういった、大きいもんかちょっと分かりませんが、例えば興津の保育園の隣

の避難場所にかなり大きな倉庫といいますか、既製だったと思うんですけども、大きい倉庫があります。こういったいわゆる倉庫にしても、小さなもんにしても、防災関係の購入に当たって、町内業者さんから仕事が全然回ってこんど。

例えば先日も、自宅のすぐ近く、旧こぼと保育園のほうに防災関係で小さな倉庫といいますか、あれが設置をされておりました。ここもホームセンターのほうで納品をして、基礎を打って、その上に置いておりました。それで、町内業者さんから、防災関係に関するそういった、小物なんですけれども、仕事が全然うちに回ってこないというような話があって、発注する場合にホームセンター等を通じて、町内業者も入れて見積り、入札をして発注をしているのか、その発注方法についてお伺いをします。

以上です。一回目は終わります。

○議長（宮地章一君） 環境課長山脇一生君。

○環境課長（山脇一生君） 地球温暖化対策設備、これについてのご質問にお答えしたいと思います。

施工業者、これは町内業者、町外業者、こういった割合の数値を示せということでございます。今ここに、手元に数値は持っておりませんが、過日議員さんのほうから環境課のほうへ数値を知らせてくれということで問い合わせがありまして、そのときにお渡しした数値と、調べても全く同じということになると思いますが、町内業者のほうで太陽光発電では多かったというふうに感じております。

それで、設置後のトラブル、こういったことがあったときに、メンテナンスで非常に困っているという苦情があったということでございますが、確かに設置する場合に、設置後のことも考えていただいて町内業者に当然に頼んでいただいたほうが、環境課としまして経済の活性化にもつながるということで、望ましいと考えてはいるところです。また、それについての指導といったようなところについては、十分できてなかったということも、今こういったトラブルをお聞きしますと、反省もしているところです。

県内でいいますと、今こういった補助事業を出している市町村というのはたくさん今増えています。その中で自分の知っているところでは南国市じゃったと思いますが、市内業者では4万円、市外の業者は3万円といったような、1万円の差を付けて、できるだけ町内で工事を発注してもらおうといったような方向付けもされている市町村もありますので、こういったことについては設置した段階ではちょっと自分らも気が付かなかったところもあるわけなのですが、今後において、26年度以降において、今後ちょっと検討に値するの

かなというふうな思いもしているところです。町としても先ほどのトラブル、こういったことのメンテナンスのことも含めてという、指導不足のそこについては反省もしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 家地川小学校屋内の基本構想の委託料ですけれども、これを付けることによって6月に議員の皆さん方に説明したあの運営計画は白紙に戻るのかということでございますけれども、6月にこちらが説明させていただいた運営計画で、これで大丈夫かよという非常にご心配もいただいて、さらにまたあれから地元のほうでも、運営計画について議論もいただいているところでございます。

いろいろ体育館の活用策については、これまでも海洋堂等のほうとも折衝もしてきました。一番初めに海洋堂さんのほうからご提案をいただいたのは、「四万十町は87%が森林の町ということで、高知県下全域を見ても、高知県も林業県ですけれども、林業の歴史、それから林業についての産業の紹介とかそういった施設が全くない」と、「そういったものをやってはどうですかね」というお話もいただいたところでございますけれども、そういったものも含めて、屋内についてはこれからどういった活用策を考えていかなければならないかということになってきますので、基本設計を基本構想ということに変えさせていただいたんですが、ただ、6月のときの運営資料については、これで大丈夫かどうかということの一つの参考資料としても活用しておりますので、今後の参考資料としては活用していきたいなと思っております。

○議長（宮地章一君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） 5ページの志和地区の津波避難対策推進事業についてお答えを申し上げます。

まずここに記載をしております防災備蓄倉庫についてですけれども、この倉庫につきましては簡易なものではありませんで、ここにあります1工区、志和小学校裏山に建設しております基幹的な避難広場に設置するという形になりますので、議員さんおっしゃられましたように、興津の保育所にありますような建築をする形の倉庫になってくると思います。当然入札になるものだと思います。

それから小さな防災倉庫、プレハブの販売されておる倉庫についてですけれども、今年25年、26年を重点期間としまして、自主防災組織から要望のあった防災の資機材など

についても現在、整備を行っているところでありまして、倉庫も含めてですけれども、備品などを含めますとかなりの金額にもなってきます。それについては当然入札を行って購入をしております。また、その中に入れる消耗品、小さな消耗品的なものにつきましても、町内の各業者さんから見積りをいただいて、その中で安価なといいますか、ところから購入をしておるという形を取っております。

○議長（宮地章一君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 5 ページ上段の東大奈路線についての、信号機等のご質問だと思います。

先の議会初日、11 日の日でしたか、町道の認定をいただきました東大奈路線に伴う測量試験費、交差点協議に係る測量試験費を今回計上させていただいております。

国道と、また新たなうちの町道が新たに接続する場合、道路法に基づき、国土交通省と協議が必要となってまいります。それに関する測量設計の委託料ということになっておりますが、当然信号機については、その協議の中で国土交通省、当然町、そして高知県警、警察本部、公安委員会絡めましての協議も伴いますので、その中で信号機の設置の必要性があればやらないかんということになります。信号機の設置については2通りやる方法があります。

まず、その事業の中で、信号機設置の費用も組んでやる方法と、もう一つ、当然公安委員会が信号機の設置をやりますので、公安委員会のほうと協議しまして、その年度の予算に計上して、優先順位というのはありますが、高知県下かなりありますので、その絡みがありまして、その協議については当然これから交差点協議に国土交通省とともども入っていきますので、その中で協議も公安委員会のほうとします。まだ公安委員会、県のほうが付けてくれるか、事業の中で付けないかんかというところまでは至っておりませんので、それは今後、交差点協議の中で判断させて、事業としてやるのか県が付けてくれるかということになります。

以上です。

○議長（宮地章一君） 下元昇君。

○15 番（下元昇君） 防災の関連と家地川の改修問題は理解をしました。

今、建設課長から答弁ございました、いわゆる国交省、県警あたりとのこれからの協議ということですので、ご存じのように、もし仮にその協議の中で地元負担ということになると、かなり、ご承知のように信号機、非常に高くなりますので、そこあたり、何と

か地元の負担がならないように、ぜひとも話を進めていただきたいと思います。

それからもう一点、地球温暖化の件ですけれども、これが、太陽光発電、先ほど課長から答弁いただきましたように、本年度実績をお伺いしまして、町内業者が12件、町外が44件。これは1基当たりが28万円の補助出しております。それから温水器は町内が多くて30件、町外業者が6件。これは5万の補助金出してます。それからヒートポンプについてはほぼ、若干町内が多いんですけども48件、町外が39件と。これが1基当たり10万の補助ということなんですけれども、これを全部数字出して、パーセンテージ、町内と町外のあれ出してみました。

そうすると、やはりどうしても太陽光発電の28万が多いんで、この割合を出すと、例えば太陽光発電だけだと、補助金出したのが町外業者に1,665万、町内業者に370万。パーセンテージが非常に町外業者が多いと。これは数字見て明らかなんですけれども、これ、全てトータルすると、町内が36%、町外が64%。この割合で本年度のを実施されておりますんで、多分前年度まで、あるいはこれからやはりこれと近いような数字で施工業者が、消費者の方々、家庭に太陽光を付けてくれとか、ヒートポンプ付けてくれと、そういう話が多分、このデータから見ると、同じような流れになると思うんですけれども。

先ほども言いました。問題はやはり町外、県外の業者が、やはり大きいところがあって、一番お金の掛かる太陽光発電、これは最近はチラシ余り入りませんけれども、やはり町外業者、県外大手の業者のチラシが多く入っておりますけれども、町内業者もチラシを入れたりもしてます。施工業者がおりますので。ただ、問題はいわゆるメーカーによってやはり発電能力が違ふとか、そういった消費者の好みもあるかもしれませんけれども、私はやはり何とか、地元の業者さんもやっておりますので、先ほど課長答弁ありました、南国市では1万ぐらい差を付けているとか、そういったこともありますので、何らか来年度以降、補助金を出す場合の、町内業者にも少なくとも今以上に工事が、請負できるような施策が条件として付けれないか、この件についていま一度お伺いをします。

○議長（宮地章一君） 環境課長山脇一生君。

○環境課長（山脇一生君） お答えいたします。

温暖化対策の補助金については先ほど言いましたように、町内と町外とのさび分けといえますか、こういったことも必要ではないかというふうにも思っておりますし、それから、昨日の一般質問の中でまきストーブといった、補助対象にできないかといったこともござ

いますので、当然そういったことも含めて環境課として案を作って、執行部協議を行いたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 太陽光のパネルの設置について、現状がそうなっているというふうには私も全然思ってませんでして、びっくりもしたところですけども。

確かに町内で取り扱っておられる業者さんもおられます。そして、町外から非常に小まめに宣伝活動、各戸を回ってやっておられるいう現状もあって、そうなったのじゃないかなと思っておりますが。一般質問でもずっとお答えもしてきましたけれども、町内でお金が循環するシステムづくりという面から考えれば、これ、非常にもったいないと思います。できるだけ町内の業者さんのほうに誘導するようなことも、これから考えていきたいと思っています。

○議長（宮地章一君） 下元昇君。

○15番（下元昇君） 課長、町長から、これから検討したいという答弁いただきましたので、ぜひとも、一つ一つ言えば切りがないんですけども、私としては町内業者が少しでもいろんなところで受注して、売上げが上がり、町長も言われたように、特に補助金絡みではやはり町内でお金が循環するような、そういったシステムを少しでも構築していただきたいということをお願いして、質問を終わります。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

中屋康君。

○5番（中屋康君） 私は予算資料には載ってないので、予算書の30ページです。お目通しいただいたらと思います。

7款の商工費の関係でお尋ねをするんですが、先日の町長の、いわゆる提案説明でもしかしてお話があった部分で、私が聞き逃してあったら申し訳ないんですが、再度お伺いをしたいと思うんですが。

節の13の委託料の中で、数神・奈路の町有地の希少植物群の管理委託料120万ということでまず出ておりますが、ここは今、先般民間会社がメガソーラーを、発電をし始めた場所のかいわいだと、隣接する場所だと思うんですが、この120万委託料。この期に補正ということではありますが、メガソーラーのあそこの開発部分の絡みがあつての委託料の見直し、あるいはそういったものが絡んでのことなのか、そこのあたりのところをお教

えを願いたいというのが一点です。

それから同じページ、その下の公園費というのがありまして、これは轟公園、これは大正ですが、トイレの改修工事ということで50万ということではありますが、トイレが傷んだので、すぐ改修をせないかんという補正なのか。この隣に現在、生態系トラスト協会・ネイチャーセンターの工事が始まって、ほぼ建ち上がってきておりますので、ほぼ隣接する場所でありますので、あそこの公園の中のトイレ利用ということで、今後は大事な場所にもなってくると思いますが、そこのあたりも、兼ね添えた感じの、今回の補正で改修をしていくのか。改修工事の中身、そこの二点をお伺いをしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 商工観光課長植村有三君。

○商工観光課長（植村有三君） まず私のほうから、数神・奈路の町有地の希少植物群管理委託料の関係でお答えさせていただきます。

この件につきましては議員さんがおっしゃるように、メガソーラーの向かって左横になります町有地でございます。これにつきましては当初、遠山を守る会というところと希少植物の保全とか再生活動、また、地域内の清掃、それから自然学習というような内容で委託契約を結んでおりました。

今回補正で計上させてもらう内容につきましては、この群生地の上に町有林がございまして、そこへ向ける管理道を敷設していくものでございます。長さ150mぐらいですが、ただ、この敷設に当たりましては、やはりその中に希少植物もある関係もありまして、こういう専門的な知識を持っております遠山を守る会のほうへ委託料という形で出ささせていただいて、管理道を設置していくというような内容になっております。

一応事業費につきましては100万です。残りの20万につきましては、メガソーラーの関係で、この土地にトイレを町のほうへ寄贈していただきました。12月以降このトイレの管理とかも含めまして、20万円程度の管理費を増額して、合計120万という形で計上させていただいたものです。

○議長（宮地章一君） 大正産業建設課長永尾一雄君。

○大正総合支所産業建設課長（永尾一雄君） 轟公園のトイレ改修工事の50万でございます。

ここではトイレ改修工事費としておりますけれども、全体の、トイレ一体の工事の中でございますので、中身については手洗いの改修工事でございます。今までトイレの、身体障害者のトイレということで改修を行っておりますけれども、中屋議員がご存じだと思い

ますけれども、手洗いの部分が、蛇口が下のほうにあって、足洗いみたいな感じの手洗いながです。間違えたらどっか小便器のような感じになっておりまして、間違っって何かした人もおるがやないろうかという、うんと危惧をいたしたところですが、それに伴って、ネイチャーセンターのこともありますけれども、ネイチャーセンターもできます。ネイチャーセンターについてはネイチャーセンターの中にトイレがありますので、そちらを利用するということになろうかと思えますけれども、その利用が頻繁になってくるといふふうに思っておりますので、その手洗いを改修して、まっと上に上げて、手が洗えるような状況にしたいということで改修の予算を計上させてもらっております。

○議長（宮地章一君） 中屋康君。

○５番（中屋康君） お答えをいただきました。

轟公園の手洗いの改修工事については承知しました。確かに課長が言われるとおり、あの部分については従前からそういった、使い勝手が悪いという話がありましたので、それはそれとして結構だと思いますが。

今言ったネイチャーセンターが隣に出来上がるということですので、あそこを訪れるお客様等々も今からそこを利用するということですので、今後の改修、今回その手洗いだけでありますが、「トイレ、おもてなしの部分の一番最初の部分」と先般、一般質問でも申し上げたんですが、また目配りをお願いしたいと思います。

それからもう一点、数神の話ですが、トイレはあそこに業者さんが造って、今度管理をするということですので、今後以降は管理料が、トイレの管理委託料というのが発生するということが承知をしました。

もう一度、町有林との兼ね合い。メガソーラーが出来上がったところの、新たに発生したというところ。ちょっと私、聞き取りが悪かったものですが、そのあたりもう一回詳しくということではないですが、再度説明をお願いしたいんですが。

○議長（宮地章一君） 商工観光課長植村有三君。

○商工観光課長（植村有三君） すみません、お答えいたします。説明が十分じゃなかったようで申し訳ございませんでした。

一応この数神・奈路の希少植物の群生地ですが、現在、今回道を造ろうとするのは数神側のほうでして、数神側のほうの隣は当然民有地という形になってます。群生地の上側に町有地がありまして、これについては管理道もないわけですし、これらに関係する町有林への管理道という形で、延長は１５０ｍという形です。

内容的には、遠山を守る会の方々に実際に道を造りながら、敷設するといいますか、工事をしていただくという形となっております。

言われますように、ちょっと道を造ろうとする土地にも希少植物があったらいかんということで、専門的にそういう知識を持っておる遠山を守る会の方々に原材料費と、それから機械のリース代とか、そういう形を含めまして100万の工事費に係るものを委託料という形の中に入れてお願いをしているところでございます。

当然管理道ですので、隣の民有地の方々も、その上には民有林もありますので、それを利用して上がっていくというような形に今後なっていくと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

堀本伸一君。

○10番（堀本伸一君） 一点だけ。短くまとめていきたいというふうに思うわけですが、

資料のほうで2ページです。2ページの下段でありますけれども、緊急雇用創出事業の今回の予算が1,138万1,000円ということであります。この事業の内容については概略説明をいただいたわけですが、非常に私も期待をしております、この事業に対しては。ですから、これ、会社が、雇用予定人員が50人という形になっておるわけですが、その雇用の契約といいますか、本町としてもこの50人が町内で確保できればこれ以上ないということですよ。ですから、そのあたりの雇用の契約の在り方といいますか。もしそういった50人の希望が町内で非常に難しいということになれば、どういった、雇用に対しての契約になっておるのか、その点を一点お聞きをしたいことと、それから本町として、どういった公募のかけ方を計画されておるのか、その二点、お聞きをしたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 商工観光課長植村有三君。

○商工観光課長（植村有三君） お答えさせていただきます。

一応緊急雇用創出事業で企業誘致を図りながら、雇用を拡大していくという事業でございます。

ご質問のありました雇用の契約の内容、それから、できるだけ四万十町内の方の雇用を増やせというご質問で構いませんでしょうか。

まず、雇用の契約につきましては、この企業のほう、現在のところ1年間は主に研修と

いう形が主になってきておりますので、1年間につきましてはまず契約社員のほうから始まっていて、2年目以降、正規の社員にというような形が今現在検討されようところです。そういう形ではありますけれども、事務的なところ、それから50人という規模、できるだけ多くの四万十町の方々が雇用されるように期待もしているところです。

それにつきまして、雇用の面では県の起業支援型地域雇用創造事業というのを活用しておりますので、この関係上、どうしてもハローワーク経由の雇用契約になってきます。そうすると、当然四万十町だけに限らずということになりますけれども、町のほうとしましても町内向けのPR、ケーブルテレビでありますとか、それから広報、それから区長文書に同封、そして、そういう形で、できるだけ町内向けのPRを大きくしていくと。それから2月には四万十町のほうで雇用面接会もあります。それに向けていろんなパンフレットなりを作って、できるだけ四万十町民の方々が多く募集していただくような、できるような施策は講じていきたいと思ってます。よろしくお願いします。

○議長（宮地章一君） 堀本伸一君。

○10番（堀本伸一君） 分かりました。1年の研修期間を持って、2年目からということの説明がありました。

そういった説明を前もって受けたわけですが、非常にハードルが高いと、正規の職員になる契約までには非常にハードルが高いという、非常に厳しい仕事内容でもあろうかなというふうに思うわけですが、この一つのきっかけで、これは非常に雇用に関しては魅力ある事業であるなというふうに思うわけですよ。

ですから、ハローワークを通じてと、制度の中身としてハローワークを通じなければならないということであるわけですが、そういったことも踏まえて、じゃ、どれだけ、必要規模は50人というふうに書いてあるわけですから、おおよそ。その中で、町はもちろんそういったことの手順は踏むわけですが、町内でこの事業を一つの契機に、町内の雇用対策をどれだけ図っていくか。そういう一つの計画というのは、どのぐらいの人数をつもっておられるのかということを質問でも聞いたわけですが、そのことと併せて、通常の今言った、課長の説明の中での公募の取り方ということだけでは、私はいかんのではないかなという思いを持っておりますので、そのあたり、町の、この事業を生かして、結局町内での雇用をどれだけという形のものは一定持つておかないと、私はいかないのではないかなと思うわけですが、そのあたりのことはどうですかということです。

○議長（宮地章一君） 商工観光課長植村有三君。

○商工観光課長（植村有三君） この事業におきましては一応50人という形で、業者側が雇用人数を決めておりますので、今回、できるだけ雇用、町内を限定はできませんけれども、50人近い町内の方が雇用されるように努力はしていきたいというふうに思っています。

議員のご質問のほうは、この50人とは別に、またこれから先のということ。

この50人は、そういう形で、できる範囲で、企業さんのほうも四万十町に新しい企業を設立していくような形になります。今後、四万十町の企業という一つのものになりますので、そういう関わりの中で地域雇用については協力をお願いもしていくという形で進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 当初、この企業の方とお話をさせていただいたときに、向こうの説明では、四万十町と四万十市に二つのそういったコールセンターを造るわけですがけれども、そのエリアを見たときに、重複をせんということで四万十町と四万十市にさせていただいたということでした。

その話の中で、人数が100人集まれば、それは100人でもできますと。80人なら80人の規模の事業所ができますという話でしたが、取りあえず50ということにして、向こうが心配しておったのは、なかなか四万十町だけで50人ようそろえますかということをまず心配されよったところもある。ですから、四万十市とダブらん範囲といいますと、須崎、中土佐、黒潮の佐賀、そこらあたりの周囲を見て、これやったら50人が集まるろうという向こうの判断であつたろうと思うところでございますが、先ほども申しましたように、将来的には80人人が雇用できるがやったら、そういった規模拡大もやっていただけるといことです。ですから、まずは町内優先ということで一生懸命頑張つて、何とか50人はそろえんといかんなど思っているところですが。

それともう一つ、逆に町外からこの企業へ就職したとすれば、できるだけこっちのほうへ移住をしていただいて通勤してもらおうと。人口増にも一つはつながっていくのではないかなという思いもございますので、そこらあたりの働きかけもやっていく必要があるのではないかなと思っております。

○議長（宮地章一君） 堀本伸一君。

○10番（堀本伸一君） 町長のほうからご答弁をいただきましたが、私が3回目に言うべき内容を町長さんが先に言ってもらったということでもあります。

そういったことで、非常に雇用ということに対しては魅力あるところでありますので、そういった形を取って50人をいかに確保するか、さらには拡大していくかということで、一定そういった求職届を出しておるところでも、コールセンターという形の事業内容についてはなかなか厳しいハードルがあるようです、私もちらちら聞いてみますと。そういったことですので、限られてくると、非常に。研修を厳しくやって、さらには限られてくるというようにハードルが高いという話も、私なりに情報を得たところもありますので、そういった形の中で、広域の中で、当然ですけれども、まずは町内でどれだけの雇用体制が取れるのかということは、企画、構成の中で考えていく必要があろうと思いますし、さらには町外という形の中では、今町長が言われたように、こっちへ移住をしてという形を取っていただいたら、さらにまた本町にとってはプラスになっていくというふうに私も思っております。ですから、今までそういったことの一定の公募の取り方ではなしに、町内への公募の在り方も、非常に町としても熱意を持った公募の取り方をして、ぜひとも成功するような形で頑張ってもらいたいという意見を付して終わります。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

（10番堀本議員「3回やったけど訂正。構いませんか」と呼ぶ）

はい。

○10番（堀本伸一君） 質疑の中で「意見を付す」ということを私、癖のように言うのですが、質疑ですので意見を付してということは取り消させていただきます。

○議長（宮地章一君） 林健三君。

○11番（林健三君） すみません。最後になると思いますが。

ページ数のほうを言います。29ページの5款2項2目13節と19節に関係してございますが、125万、シイタケの関係じゃと思う。栽培指導員等の委託料ということで減額になっております。何でこの減額になったかというので。町長とか執行部のほうはシイタケの関係もやっていきたいというような、6産関係の話が出ておりました。そういうことで、何で減額になったか。

そして19節になります、同じく。シイタケ生産体制整備事業補助金というのがあります。125万という。これについて大体私もちょっと関係しておりますので、石に2,000円でしたか、ぐらいの補助と、それから前はシイタケ駒菌についての補助金があったように思います。その内訳いうたら、シイタケのほだ場、そういう関係とか網とか、そん

ながもこれの中へ含まれちゃうか。詳細な説明をお願いをいたします。

そしてもう一件だけ、忘れておりました。小水力の発電の関係です。ページ数、資料の1ページになりますが、先ほどから各議員が質疑がありました。これについて、2款1項1目の13節です。この中の内容に、「観光資源としての活用方策について検証を行う」ということがありましたが、私は京都の犬甘野のほうへ視察に行ったときに、水車を利用して水車米というようなやつをやっていたように思います。そういう形で仁井田米、結局四万十川では仁井田米が有名になっております。そういう関係で、どうしても付加価値を付けて売るような関係もありますので、その点、お聞きしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） それでは私のほうより予算書の29ページ、林業費における、林業振興費ですか、その中のシイタケのご質問についてお答え申し上げます。

13節の栽培指導員委託料の分と、19節のシイタケ生産体制事業の補助金、併せて説明させていただきます。

これはシイタケ振興に関わる経費でございます。9月議会におきまして一般質問にもございましたが、福島県、大産地であります福島県のほうの原発事故によりまして、シイタケが風評被害に遭っていると。そのことによって全国的にシイタケの買い控えが起こりまして、本町のシイタケの販売額も下がったという。それで、何とか対策を取らなくては、シイタケ栽培ができなくなるぞというご質問もありまして、それにもお答えさせてもらったわけですが。

この事業は窪川・大正・十和とそれぞれ生産者の研究会をつくっております。そして全体組織として、生産者の連絡会をつくっております。そういった生産者連絡会の中、そして、各地域の生産者の代表者の方から、やはりシイタケの原木につきましてはもっと補助単価を上げていただきたいと、そうしなければやめてしまうような栽培の方がいらっしゃるという要望がありました。それで、生産者連絡会の中で話し合った結果、ほだ木の補助、1石当たり2,000円で行っていましたが、3,000円に引き上げて今回計上させていただいております。それが19節の125万円の追加でございます。

一方、13節の指導料のほうを減額しておりますが、これは以前は日本きのこセンターから指導者を招いて、指導に当たっていただいておりますが、一定栽培マニュアル等も作りましたので、まず緊急に対応しなければならないのはほだ木の導入と、それへの支援ということが急がれました。といいますのは、ほだ木は1年植菌しますと、大体4年間ぐ

らいはシイタケ取れますので、4年間に影響が出るわけでございます。ここで生産を諦めたらいけないということで2,000円を3,000円に追加して、まずは最優先させるべく13節を減額し、19節へ組替えを行ったものでございます。あくまでも予算の範囲内で行うという思いも込めまして、今回計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 企画課長森武士君。

○企画課長（森武士君） 予算資料の1ページですが、議員のほうから事業の目的が、ここにありますように、観光資源の活用という部分も当然あります。いわゆる景観的な位置付けでの活用もありますし、京都の事例がありました。先ほどご提案もいただいたところでありますが、動力部分ですよね。そういった部分についても、これからの追加調査の中で、具体的にもし活用できるものがあれば、調査項目に加えて検討していきたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 林健三君。

○11番（林健三君） 小水力の発電につきましては課長のほうから答弁がありました。

ぜひともこれについては、水車を回すには多分歯車いうたら悪いですけど、そういうものを活用せんと水車は回らんとしますよ。電気起こすがにしても。その辺へちょっと工夫すればお米が、昔水車でお米を、電気とかないときには多分それをやってたと思います。かなりの付加価値付けて売れるようでございますので、ぜひ四万十水車米というような形で売り出していただきたい。これは要望でございますけど。

そして、今、シイタケの関係でございますが、今、課長のほうから石について、2,000円が3,000円に上がったというがで減額になったようなことがありました。これは前々から、前の甲把副町長から言っておりましたが、クヌギの造林が190ha、町有林が今、1,800ぐらいあるんですよ。その中でも今、作業道とか、町有林についてですよ、抜いていくわけです。それをぜひこういう形でなしに、シイタケいうたら十和と今、コマーシャルで宣伝しゅうがは、無手無冠の大正のアユとシイタケというようながで宣伝しよります。これは高知市内のほうでも行き渡っているように思います。私たち、高知市内のほうへシイタケ持っていったら、大正シイタケ持ってきてくれたかというような話もありますので、ぜひ、拡大をするには町有林を、その事業者というたら、生産者に払下げをして拡大するという手もあると思いますが、その辺、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） シイタケ産業の振興については、私もぜひこれから町の重点課題として、中山間地域の現金収入の道を開くという意味でも取り組んでいかなければならないと思っておりますが、町有林を払い下げてということについては議員さん今、初めてご提案をいただきました。検討させていただきたいと思います。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第１０６号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１０６号平成２５年度四万十町一般会計補正予算（第３号）についてを採決します。

議案第１０６号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第１０６号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後０時１３分 休憩

午後１時３０分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第８ 議案第１０７号平成２５年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について、日程第９ 議案第１０８号平成２５年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について、日程第１０ 議案第１０９号平成２５年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について、以上、議案第１０７号から議案第１０９号までの３議案を一括議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を

行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第１０７号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１０７号 平成２５年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）についてを採決します。

議案第１０７号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第１０７号は原案のとおり可決されました。

これより議案第１０８号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１０８号平成２５年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）についてを採決します。

議案第１０８号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第１０８号は原案のとおり可決されました。

これより議案第１０９号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１０９号平成２５年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）についてを採決します。

議案第１０９号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第１０９号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第１１ 議案第１１０号平成２５年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）、日程第１２ 議案第１１１号平成２５年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第２号）、日程第１３ 議案第１１２号平成２５年度四万十町水道事業会計補正予算（第２号）、以上、議案第１１０号から議案第１１２号までの３議案を一括議題とします。

この３議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○３番（田邊哲夫君） 一点だけお伺いしてみたいと思いますけれども、議案第１１０号です。７９ページです。

今回、繰入金の中で一般会計から１億２，４００万の繰入金を計画をしておって、その減額に伴うものが、それに見合った額が、町債を１億２，２００万減額をしています。その中で簡易水道事業債、過疎対策事業債が６，１００万ずつということですが、これは技術的に相する金額ですが、何ゆえに一般会計を繰り入れて事業債を減額したのか、町にとってどういうメリットがあって、こういうことにしたのかについてご答弁をお願いしたい。

○議長（宮地章一君） 財政班長大元学君。

○総務課財政班長（大元学君） お答えしたいと思います。

今回の一般会計からの繰入金、それから、それに対応します建設改良事業債の減額、これにつきましては一般会計のほうでもお示ししておりましたけれども、地域の元気臨時交付金、こちらのほうをこの簡水会計のほうに当てておりますので。といいますのは、簡水

会計のほうで地域の元気交付金が算定をされておりましたので、その見合う分だけ一般会計から元気臨時交付金としてこちらのほうに充てまして、その分起債のほうを減額するといった措置をさせていただいております。

以上でございます。

(3 番田邊哲夫君「はい、分かりました」と呼ぶ)

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第 110 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 110 号平成 25 年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

議案第 110 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第 110 号は原案のとおり可決されました。

これより議案第 111 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 111 号平成 25 年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

議案第 111 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第 111 号は原案のとおり可決されました。

これより議案第１１２号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１１２号平成２５年度四万十町水道事業会計補正予算（第２号）を採決します。

議案第１１２号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第１１２号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第１４ 陳情第２５－２６号陳情書（３）（４）、日程第１５ 陳情第２５－２７号陳情書（１）、日程第１６ 陳情第２５－２７号陳情書（２）、以上、陳情３議案を一括議題とします。

この陳情議案につきましては所管の総務常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

総務常任委員長山岡義正君。

○総務常任委員長（山岡義正君） それでは、総務常任委員会に付託された陳情について審査報告をいたしたいと思います。

平成２５年１２月１９日。

四万十町議会議長宮地章一様。総務常任委員長山岡義正。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第９４条第１項の規定により報告をいたします。

受理番号ですが、陳情第２５－２６号、陳情第２５－２７号、陳情第２５－２７号となっております。

付託年月日は、全て平成２５年１２月１１日であります。

件名は分かれておりますので、陳情２５－２６号の（３）と（４）、それから２５－２７の陳情の（１）、２５－２７の陳情の（２）と、この三つに分かれて審議をいたしまし

た。

陳情２５－２６の陳情書（３）（４）につきましては不採択すべきものと決定いたしております。全員一致であります。

陳情２５－２７号陳情の（１）でございますが、趣旨採択すべきものと決定をいたしております。これも全員一致でございます。

陳情第２５－２７号ですが、これの（２）ですが、不採択すべきものと決定をいたしました。賛成は少数でありました。

実はこの審査に当たりまして一言申し上げておきます。請願は、所定の条件がそろっていると受理をする義務を背負っておりますが、陳情につきましては自治法ではその規定がなく、我が議会では請願と同じ取扱いにすると決定しておりますが、運営基準の中で全てを決めて取り計らいということでもありますので、まずは議長が受理をし、議会運営委員会で諮るものと考えております。陳情文でございましたが、その中で特定氏名が入っておれば、個人のその案件について審議をする必要が出てくるのではないかというふうに考え、個人の名前を伏せ、審議したところでございます。

また、陳情によりましては議事録等の言葉が使われておりますが、議会では会議規則と会議録と判断をして、その案件をその判断で審議をいたしました。

陳情の経過報告については裏面でご説明を申し上げます。

審査経過報告書でございますが、陳情第２５－２６号、件名は陳情書の２５－２６号の（３）（４）でございます。審査結果は不採択。全員一致でございます。

経過の中では、陳情者の意図が理解し難いときは委員長が出席を要請しておりますが、全て出席要請しているわけではございません。傍聴はほとんど許可いたしております。現状では委員会が委員会審査独立の原則にのっとり行っているものと判断している。参考人の発言については委員会条例第２６条第２項並びに第２８条３項に従い、質疑をするように考えております。賛成意見はございませんでした。

なお、この委員会条例第２６条第２項並びに第２８条第３項についてはその次のページに記載をしております。

陳情第２５－２７号につきまして、件名は陳情書の２５－２７の（１）でございます。審査結果は趣旨採択と全員一致で決定をいたしております。

経過といたしましては、現状でも行政文書の保存期間は５年、１０年、永年保存と分けております。保存期間の延長の見直しを検討しているとも聞いております。審議会等の文

書保存年限についても永年保存の必要なものもあろうが、５年、１０年で見直し判断をしておるので、永年保存が必要なものは１０年目の見直しの際、判断すべきであり、趣旨採択といたしたいと思います。反対意見はございませんでした。

陳情第２５－２７号であります。件名は２５－２７の（２）でございますが、審査結果は不採択でございます。賛成は少数でございます。

経過でございますが、現状でも会議録の保存は必要であり、その制作に当たっては委員会条例第２９条を適用し、記録を作成したものを基本に考えており、時には審議経過が不十分なところもあろうと思いますが、全てを本会議並に会議録を残すのは委員会によって義務付けは困難と判断いたしましたところでございます。

なお、不採択といたしますが、今後テープレコーダー等の携帯をし、会議録が作成できるよう努力をいたしたいと考えております。

賛成意見は趣旨採択の意見もございました。

以上で報告を終わらせていただきたいと思います。

○議長（宮地章一君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

これより総務常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより陳情第２５－２６号陳情書（３）（４）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２５－２６号陳情書（３）（４）を採決します。

お諮りします。

この陳情について委員長報告は不採択です。

原案について採決します。

陳情第２５－２６号陳情書（３）（４）を原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立少数です。したがって、陳情第２５－２６号陳情書（３）（４）は不採択することに決定しました。

これより陳情第２５－２７号陳情書（１）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２５－２７号陳情書（１）を採決します。

お諮りします。

陳情第２５－２７号陳情書（１）を委員長報告のとおり趣旨採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第２５－２７号陳情書（１）は委員長報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

これより陳情第２５－２７号陳情書（２）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２５－２７号陳情書（２）を採決します。

お諮りします。

この陳情について委員長報告は不採択です。

原案について採決します。

陳情第２５－２７号陳情書（２）を原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立少数です。したがって、陳情第２５－２７号陳情書（２）は不採択することに決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第17 陳情第25－21号嘆願書、日程第18 陳情第25－26号陳情書（1）（2）、以上、陳情2議案を一括議題とします。

この陳情議案につきましては所管の教育民生常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

教育民生常任委員長堀本伸一君。

○教育民生常任委員長（堀本伸一君） それでは、私のほうより代表して陳情の報告書を申し上げます。

平成25年12月19日。

四万十町議会議長宮地章一様。教育民生常任委員長堀本伸一。

陳情審査報告。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告をいたします。

受理番号陳情第25－21号。付託年月日は平成25年12月11日であります。

件名、嘆願書となっております。

審査の結果は採択すべきものと決定をいたしております。全員一致であります。

続きまして、陳情第25－26号、同日25年12月11日です。

陳情書（1）（2）となっております。

審査の結果は不採択すべきものと決定をいたしております。全員一致であります。

裏面に経過報告書がありますので、目を通していただきたいというふうに思います。

陳情第25－21号、件名、嘆願書。

これは十和の小野地区であります。委員会室にて審査を行いました。

日時は平成25年12月12日木曜日であります。

4番として、教育委員会及び十和総合支所町民生活課長に内容説明を受け、審査に入ることとなります。

なお、申し添えておきますけれども、この陳情には教員住宅を撤去して、地元はその土地を払い戻してくださいという内容でありますけれども、実は現在この教員住宅には入居者がおられます。そのことを申し添えて、委員の意見に入りたいというふうに思います。

委員の意見となっておりますけれども、ほとんどたくさんの意見をいただく中で、委員会の意見という状況であろうかというふうに思います。この二つの意見の中にまとまったということとなりますので、そういう内容で報告をいたします。

入居した当時の事情を聞けば、持ち家を火災で失い、緊急避難として対処したものであり、子どもも多い大家族と聞けばやむを得ない事情と判断をすると。しかしながら築36年が経過をしており、老朽化した住宅では危険もあるということでございます。さらに、入所期間の契約違反の件や、諸事情を考慮すれば地域の陳情内容に反対する理由がないいうところであります。

2点目といたしましては、陳情内容がよく分かったと。入居者家族に対しては行政、関係者で重々酌量を行うことを意見に付し、陳情は採択をするといった意見が主な意見として、当委員会では意見がまとまったということであります。

審査結果、採択、全員一致であります。反対意見はありませんでした。

引き続きまして、陳情第25-26号です。件名陳情書（1）（2）となっております。これは図書購入費の増額という内容であります。

委員会室にて精査を行いました。

日時は同日、25年12月12日木曜日です。教育委員会及び総務課の関係者を呼び込み、内容を審査したということであります。

これも委員会の意見として、たくさん集中な意見があったわけですがけれども、その主だったことをまとめた内容にしておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

陳情書26号の（1）は内容に予算額、数字を明示しており、本町の議会運営基準の149条項に基づき、不採択となること。また、図書購入費については常に予算を増額し、図書館の持つ重要性の意向が示され、取り組んできた経過があります。さらに、今後大正の図書室も含め予算を考えていくなどの増額の計画が見られ、わずかながらにも陳情の趣旨は生かされると思います。

2点目として、図書館長公募制度導入については全面的否定ではないが、契約が1年となっており、毎年の公募方式による選任にも問題があるのではないか。また、契約期間を長期間に改正をして公募制度にすれば、数多いその他の部署にまで波及をするなど、様々な問題がまた残ってくると。早急に決めれる内容ではないという内容であります。今回の図書館館長の件は教育委員会、あるいはまた図書館協議会等で、特に問題がないとすれば現行でよいのではないかということが内容であります。

以上の内容を主に協議をして、委員会の審査決定といたしました。

審査結果は不採択、全員一致であります。反対意見、ありませんでした。

以上です。

○議長（宮地章一君） 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

これより教育民生常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） それでは教民の委員長にお伺いしたいと思いますが。陳情は25－21です。小野部落から出されました嘆願書です。

経過報告の中の意見ですが、現在子どもがおられて大家族だという、で、現在も住んでおると。

その入所期間の契約違反の件やということですが、当然ここに書いてありますように火災で緊急避難的に教員住宅に入居を許したと。しかし、入所期間も既に経過をし、契約違反の状態であるということで地元の、解体をして公園に返してほしいということですが、当然これは所管が十和ですので、当然所管の支所の意見も聞いたという中ですが、じゃ、このおられる方については行政、どう考えておられるのか。恐らくここを出て家がないからずっと住んでおられるんだと思うわけですが、行政としてこの対応、撤去した後の対応について、自分で勝手に探せやという対応なのか、行政としてもいろいろ住居人と一緒に考えを持って今取り組んでおられるかという、そこら辺の経過があればお聞きをしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 教育民生常任委員長堀本伸一君。

○教育民生常任委員長（堀本伸一君） 質問にお答えをしたいというふうに思うわけですが、

この点は2番目に書かれておるところにもあるわけですが、陳情内容がよく分かったと、さらには入居家族に対しては行政や関係者で重々酌量を行うということがその内容になるわけですが。ここへ入居してからもう約6年、7年が経過をされておるというふうに思います。さらには、これが教員住宅であると、現在教員がどうしても住宅が必要というような時期ではありませんので、火災という緊急な条件に合わせての当時対処をしたと。それから6、7年が、多分6、7年になると思うわけですが、経過をされてきた。それまでに様々な事情がその地域でもありまして、常に入居者に対してはその伺いをし、さらには他の公営住宅等が空いた場合等々にいろいろと相談をし、対処を重ねてきております。ところが、速やかな状況でその手続きが進んでいないといったことが「諸事

情」と書かれておる中に、本会議の中では説明がしにくい状況があるわけですが、なかなか困難な状況があるということの中で、今後においてもそういった手続きを緩めず、誠意を持った取り組みをしながら対処していただきたい。その部分については十分なる対処をして、促しをしていく。地元の陳情については採択としていくべきであろうというのが、この委員会の出した結果でありますし、その点についても十分協議は重ねてきた経過であります。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 大変あそこは高台にあって、3軒長屋でしたかね、2軒か3軒じやと思いますが。違いますか。1戸ですかね。何戸かが横並びであるところじゃないかなと思ってます。

ただ心配されるのは、地元は壊してほしい。しかし、現に住居人がおるというたときに、確かに教員住宅ですので、教員ではないということはあるわけですが、大正地域でも教員住宅に一般町民がたくさん住んでる実態もあるわけですね。そのことが否ということには、私はならんと思うわけですが、ただ気になるのは、入所期間の契約違反ということが明らかにあるのであれば、行政として、じゃ今まで、小野部落から陳情が出るまでに、嘆願書ですか、どういう入居者との対応を重ねてきたかというのが、ちょっと私自身その経過が、行政の経過、期間満了しゅう、出てくれよというのを再三申し入れをしておきながらも、一切住居人が応じんのかどうなのかの経過だけちょっと教えてほしいと思います。

○議長（宮地章一君） 教育民生常任委員長堀本伸一君。

○教育民生常任委員長（堀本伸一君） お答えをしたいと思います。

今、議員の言われる点については行政も十分に対応してきたという経過があります。このことは確認をしております。そのことが速やかにうまくいかないといった状況があつて、今日に至っておることが現状でありますので、そういったことについては十分行政としても、あるいは行政の職員の中でも特に力を入れて誠意を持った対応は続けてきたと。しかしながら、例えば年度来て、当該年度の3月いっぱいという契約等々のことが来ても、速やかなお話ができないといえますか、詳しく説明することが非常に難しい内容があるわけですが、そういったことで速やかな状況には進んでいない、これが現状である。しかしながら、そういった諸事情を踏まえて、地域としては結果的にその対処していただいて、危険な住宅については撤去をして元の公園に戻していただきたいというところは、

そういう問題を合わせての事情があるということでもあります。そういったことが内容でございます。決して行政としてもそのままに放置をしてということではないので、そのことは十分に解釈していただきたい、このように思います。

（３番田邊哲夫君「はい」と呼ぶ）

○議長（宮地章一君） ほかに質疑ありませんか。

岩井優之介君。

○４番（岩井優之介君） これがもし採択された場合にはどのような形になるでしょうか。代わりの住宅はありますか。

○議長（宮地章一君） 教育民生常任委員長堀本伸一君。

○教育民生常任委員長（堀本伸一君） 委員長報告の質疑ですから、岩井議員さん、執行部ではありません、私も。ですから、そのことについての十分な説明は、果たして委員長報告の中にあるのかという気はしますけれども、そういったことも委員会の中では十分に協議をしたということです。ですから、この陳情はあくまでも基本的に採択はする。しかし性急なということではなくして、そういった事情を踏まえて時間はかけて、そこは対処してくださいと。しかし、陳情の趣旨としては採択をすべきであろうというのが当委員会の出した決定であります。

（４番岩井優之介君「了解です」と呼ぶ）

○議長（宮地章一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

これより陳情第２５－２１号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２５－２１号嘆願書を採決します。

お諮りします。

陳情第２５－２１号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第２５－２１号は委員

長報告のとおり採択することに決定しました。

これより陳情第２５－２６号陳情書（１）（２）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２５－２６号陳情書（１）（２）を採決します。

お諮りします。

この陳情について委員長報告は不採択です。

原案について採決します。

陳情第２５－２６号陳情書（１）（２）を原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立少数です。したがって、陳情第２５－２６号陳情書（１）（２）は不採択することに決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第１９ 陳情第２５－２２号陳情書を議題とします。

この陳情議案につきましては所管の産業建設常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長林健三君。

○産業建設常任委員長（林健三君） 平成２５年１２月１９日。

四万十町議会議長宮地章一様。産業建設常任委員長林健三。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第９４条第１項の規定により報告します。

受理番号、陳情第２５－２２号。付託年月日、平成２５年１２月１１日。

件名、陳情書。

審査の結果、不採択すべきものと決定。賛成少数でございます。

産業建設常任委員会審結果報告書。

陳情第２５－２２号。

件名、陳情書。町道作屋川奥線の改良されたい陳情書。

２．現地。上作屋区長、川奥区長の説明を聞く。

審査結果。不採択。賛成少数でございます。

委員の意見といたしまして、今回提出された改良区間の陳情は地権者の合意が得られていない。

２．当路線の住家区間の改良は完了している。陳情区間については住家がなく、交通量も少なく、優先度は低いと判断する。

執行部の意見。対岸に主要県道窪川船戸線がある。

２．住家があっても未改良の町道はまだあり、優先度は低い。

賛成意見として、趣旨採択の内容が適切である（補償は必要ではないか）ということでございます。

○議長（宮地章一君） 産業建設委員長の報告が終わりました。

これより産業建設常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

田邊哲夫君。

○３番（田邊哲夫君） 陳情第２５－２２号の町道の改良の陳情ですが、委員の意見の中で、町道の改良ですので、今から改良してほしいという内容も入ってるわけですが、地権者の合意が得られてないというのが一つの委員の中の意見ということですが。

私、過去のこと、記憶忘れましたが、こういう審査のときに地権者の合意がなければ賛成できない要素に今まであったかどうか、ちょっと記憶にありませんが、そのことが条件であれば、陳情するときには必ず改良区間の地権者の理解、合意を得た上での陳情をしなければ、地元住民の陳情が出せないのかという点ですが、この地権者というのはちょっと意味がちょっと、私自身が。そういう解釈してますが、そういう解釈の下で合意が得られてないので、改良区間の土地所有者の地権者が改良するに当たって合意がないということなのかどうかということなんです。

それと、その賛成意見の中で、舗装が必要じゃないかというのは、現在の町道の路線の中で舗装がないと、それで、それでその部分には舗装が必要ではないかという内容なのか、審査過程が分かりませんので。

それということと、当然、町は道路改良の計画があるでしょう。その中で執行部の意見として、住家があって、未改良の町道がまだあり優先度が低いということであると思えますけれども、そのことも大きな不採択の要素に入っているのかどうか。

また、対岸に県道があるから、執行部の意見も含めて、そういう委員会としての結論が優先されたのかどうなのか。委員長がそこら辺の経過は分かると思いますので、記憶にある範囲でお答えを願えればありがたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 産業建設常任委員長林健三君。

○産業建設常任委員長（林健三君） 3番議員の質疑に答弁したいと思います。

まず最初に地権者の問題でございますが、この問題については数多くの地権者がおるわけですね。これは1人だけでなしに。私もその地権者が何人おるかまでは把握はしていませんが、たくさんの地権者があって、町外に出ている方とか、町内におる方は分かりますが、なかなかその辺の追跡調査いったら大変なことになるというようなことがありますので、ご理解願いたいと思います。

そして、2番目にありました採択基準。今回の内容は、吟味した中で趣旨採択という感じで、舗装は必要ではないかということがありましたが、この陳情はあくまでも改良ということで出ておりますので、その辺の意見を尊重したいということで、舗装は必要ではないかというような感じで趣旨採択した人もおったということでございます。

そして、あと執行部の考えの件ですけど、この船戸線、私は執行部ではありませんので、答弁はどんなか分かりませんが、この中に、先ほど言ったように改良区間の間には、住家の区間は完了していると。その中の下側に、田邊議員は行ってみたか分かりませんが、お寺さんがあるわけですね。そこへも抜けれるような道があり、下にもまだ県道の道がありというような感じもありますので、そういう執行部の案じゃと思います。

そして、優先度は低いという話がありましたが、こいつは、この件につきましては、24年6月、田邊議員も関係するかもしれませんが、四手の川、今、地区名は希ノ川の要望があったと記憶しております。私もその場で質疑をした経過もある人間でございます。そういう町道の、今回の町道、希ノ川の件の判断材料と適合性を考えると、なかなか採択はしにくいなというような意見でございました。

以上です。

（3番田邊哲夫君「もう一回だけ」と呼ぶ）

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 明快な答弁いただきまして、ありがとうございます。

ただ、気になったのは委員の意見の中で、地権者の合意が得られてないいう、今答弁ありました。何人かの地権者がおるというのは分かるわけですけども、何人かどうじゃでな

くて、一つは基準として、陳情採択する基準の一つとして、この委員は地権者の合意が得られてないという意見があるわけですね。だから、一つの委員会としての基本的な考えの中に、道路改良についての陳情については基本的には地権者の合意があることが前提だという下で審査をされるのかどうなのか。私、所管の委員会でもないし、余りこの産業建設の所管やったことはありませんので、どういうスタンスで考えてるのかな。この委員さんは合意が得られてないから採択すべきじゃないかという意見じゃと思うわけですね。それが前提条件として委員会としてはあるのかどうなのかについては、委員長として委員会の中で、委員長の私見聞くつもりはありませんが、委員会としてはそういうルールというか、を持って判断されたのかどうなのかについてお聞きしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 産業建設常任委員長林健三君。

○産業建設常任委員長（林健三君） 3番議員にお答えしたいと思います。

先ほども言ったように、地権者、この場合にはたくさん何人もおって、採択基準というたら悪いですけど、その吟味はあります。スムーズに、田邊議員も分かっていると思いますが、地権者の了解が得られなかったらなかなか改良というのはできんわけですよ。ですから、その了解をもらわないとなかなかできんと。町道認定もそのとおりです。田邊議員はこの間、質疑でもあったように、町道認定については吟味をせいという、この間質疑をしたように思います。たくさん多いけんね、町道認定というのは。そんな話もあったように思いますが、その辺の理解をよろしく願いをしたいと思います。

（3番田邊哲夫君「もう一点だけ、ごめん」と呼ぶ）

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 委員長、分かります。

ただ、聞きたいのは、当然議会というのは町道の改良で了解を得てどうこういうのは、陳情採択した後は、ある面では執行部がどう判断するかということになると思うわけですよ。

だから、議会の委員会として地権者の合意が得られてないという意見がありますので、これが一つの判断基準としてもあるのかなというのは非常に疑問に思いますよね。思うがです。というのは、陳情採択するときにもですよ。あとはもう執行部がこれを、議会の判断としてこうだから、地権者は地権者として、あとは執行部が了解取ってよね、改良進めていくはずながですよ。だから、議会がそこまで陳情者に了解を求める必要があるのかというのが非常に疑問に思いますので、そういう委員の中で、そういう得られてないからい

かんのだということになれば、あくまでも陳情者は道路改良については地権者の、何人おろうが、合意を取った上で出してこいよというふうな見方もさるわけですから、その点について委員会ではどういう基準を持っているのかというのが、ちょっと気になっているわけです。その点だけです。

○議長（宮地章一君） 産業建設常任委員長林健三君。

○産業建設常任委員長（林健三君） ３番議員にお答えいたします。

先ほども言ったように、私は執行部ではありませんけど、スムーズに改良やるためには私たち議会も協力しなければできないという考えで、なるべくなら地権者に捺印をもらって、完ぺきにできるようにするのが議会じゃないかと思っておりますので、その辺の理解をよろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（宮地章一君） 暫時休憩します。

午後２時１８分 休憩

午後２時１９分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

産業建設常任委員長林健三君。

○産業建設常任委員長（林健三君） ちょっと答弁させていただきます、もう一度。

先ほどの３番議員のがに、質疑に対して、基準としてしたのかということがありました。が、これはしてはおりません。だけど、一つの判断材料とさせていただきました。ということ。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

これより陳情第２５－２２号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２５－２２号陳情書を採決します。

お諮りします。

この陳情について委員長報告は不採択です。

原案について採決します。

陳情第25-22号陳情書を原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立少数です。したがって、陳情第25-22号陳情書は不採択することに決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第20 発議第1号中山間地域等直接支払制度の継続を求める意見書を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

2番榎野章君。

○2番（榎野章君） 発議第1号。

平成25年12月19日。

四万十町議会議長宮地章一様。提出者、四万十町議会議員榎野章。賛成者、四万十町議会議員岡峯久雄、林健三、下元真之。

中山間地域等直接支払制度の継続を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

中山間地域等直接支払制度の継続を求める意見書。

中山間地域は農業生産の拠点であるとともに、地域住民の生活の場であり、洪水防止や水源涵養など多面的機能によって多くの国民の生命、財産等豊かな暮らしが守られている。中山間地域では過疎化、高齢化が進行する中、生産条件の不利な農地が多いことから、耕作放棄地の増加などによる多面的機能の低下が懸念される。

こうした中、国におかれては農業生産活動の維持と多面的機能を確保するため、平成12年度から中山間地域等直接支払制度を設けられ、第3期対策が実施されているところです。この制度の活用により、本町の中山間地域では対象となる条件不利農地の8割強に当たる1,780haの農地において農業生産活動が継続され、耕作放棄地の発生防止に大きな効果を発揮している。また、高付加価値をもたらす新品種の導入や農業機器の共同利用など生産性、収益性を高める営農活動が進展しているほか、制度を通じた住民意識の高まりにより伝統文化の継承やふるさとの景観保全の取組が始まるなど、集落や地域の活性化に

も効果を上げている。しかしながら、中山間地域を取り巻く情勢は過疎化、高齢化が一層進行し、小規模化、高齢化集落の増加も懸念されるなど厳しさを増しているところであり、こういった中、農業、農村の地域の文化や景観を守り、次世代に伝えていくためには本制度の継続が不可欠である。よって、国においては平成２７年度以降も本制度の継続をするとともに、地域の農業を守っていく仕組みづくりや農業・農村の多面的機能の一層の確保のため、制度のさらなる充実を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２５年１２月１９日。高知県高岡郡四万十町議会。

衆議院議長伊吹文明殿。参議院議長山崎正明殿。内閣総理大臣安倍晋三殿。財務大臣麻生太郎殿。農林水産大臣林芳正殿。

以上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（宮地章一君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

（３番田邊哲夫君「議長、ちょっと休憩を。ちょっとだけでいいです。すいません」と呼ぶ）

○議長（宮地章一君） 暫時休憩します。

午後２時３０分 休憩

午後２時３１分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで質疑を終わります。

これより発議第１号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第１号中山間地域等直接支払制度の継続を求める意見書を採決します。

発議第１号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発議第1号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

暫時休憩します。

午後2時31分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第21 発議第2号特定秘密保護法の廃止を求める意見書を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

10番堀本伸一君。

○10番（堀本伸一君） 発議第2号。

平成25年12月19日。

四万十町議会議長宮地章一様。提出者、四万十町議会議員堀本伸一です。賛成議員、橋本保、岩井優之介、岡峯久雄、森健吉、槇野章、緒方正綱、田邊哲夫、林健三、酒井祥成、以上であります。

特定秘密保護法の廃止を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

裏面にありますので、お目を通していただきたいと思います。

特定秘密保護法の廃止を求める意見書。

安倍政権は国家機密、特定機密を漏えいした場合に最長10年の懲役を科す特定秘密保

護法を臨時国会に提出し、短期間の審議で強行採決をしたことに強く抗議をするとともに、速やかな廃止の手続きを行うことを強く求めるものであります。

同法は防衛、外交、外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止、テロ活動防止の4分野で各所管の大臣が特定秘密を指定し、これを故意又は過失で漏えいした国家公務員、都道府県の警察職員、あるいは自衛隊と契約する民間業者らに罰則を科すもので、情報を受け取った側も、また受け取らなくても共謀や教唆、扇動した者までも処罰の対象とされている。

同法に対しては1. 特定機密の定義や範囲が曖昧であること。

2. 重い罰則が科せられるため、本来公表すべきものも秘密にされる情報開示の萎縮の懸念。

3. ジャーナリストの取材や市民の調査活動が制限、処罰される可能性。

4. 国会議員も対象とされ、国政調査権が制限され、国会のチェック機能が侵害される。 5. 秘密漏えいで逮捕されても裁判官も弁護人も何が秘密か確認できず、裁判が形骸化する。

6番. 特定秘密を扱う公務員や民間人の適正調査として、本人はもとより家族、その友人などの広範な国民を調査、監視の対象とされることなど、憲法原則に関わる多くの重大な問題が指摘をされております。部分的な修正で、同法の危険な本質はいささかも変わらないということであります。国の情報は本来開示されることが原則である。秘密保護法の成立によって多くの必要な情報が国民の目から隠されることが強く懸念される。知る権利が損なわれれば平和と民主主義が危ぶまれることは歴史上の教訓である。同法の中身が明らかになるにつれ、反対、懸念を示す国民の声は大きく広がっております。日本弁護士界連合会や日本ペンクラブ、憲法、メディア法、刑事法、歴史学研究者、テレビキャスター、出版人、演劇人、新聞労連外国特派員協会、国際協力NGO102団体など多くの国民や市民団体が声を上げ、世論調査でも反対、慎重審議を求める声が多数を占めております。地方公聴会でも、各党が推薦した公述人の全員が反対意見を主張している。国民は同法の成立を求めている。よって、国におかれては特定秘密保護法の廃止の手続きを行うことを強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月19日。

衆議院議長伊吹文明様、参議院議長山崎正昭様、内閣総理大臣安倍晋三様、外務大臣岸

田文雄様、防衛大臣小野寺五典様、国家公安委員長古屋圭司様。

高知県高岡郡四万十町議会。

以上であります。

○議長（宮地章一君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

山岡義正君。

○12番（山岡義正君） 特定秘密保護法の廃止を求めるということでございますので、質疑をしたいと思います。

この案件につきましては私も当然、特定秘密の定義や範囲が曖昧なことはいろいろ聞いた中でも分かっておりますが、ただ、必要な案件であることは間違いないというふうに理解するところです。ですから、いわゆる2番の「重い罰則が科せられるために情報開示の萎縮の懸念」とかいうふうな面が書かれております。当然そういったものも起こってくるであろうとは思いますが、情報開示の萎縮ということで、特定秘密に限ってのことであれば、それほど情報が開示することについての萎縮ということも考えられないんじゃないかなというふうに考えます。それがどこまでの制限であるかということが分からんから、いろいろな問題が出ておると思います。

それから3点目、ジャーナリストの取材制限等があります。こういったことにつきましても、その範囲がどうであるか。例えば特定秘密が何かということが分かっておれば、その範囲まで踏み込んでやらんと思います。例えば、先だってこの中でもありますが、ミサイルの軌道等というふうにあります。ミサイルの軌道は一般の人が情報を教えとかいうような話にはならんと思いますし、また、そういったことについて取材で教えろとかいうような話にもならんんじゃないかなというふうに考えるところです。ですから、こういった広げた範囲での判断いうんですかね、こういったものについて果たしていかなものかということでもあります。

それからあとの問題の国会議員の対象という国政調査権。これなんかも特に特定秘密に関わった人が分かっておるわけですから、特定秘密外の人が国政調査権の中でやることについてはそれほど大きな問題にならんんじゃないかなと。これは知らんからそこへ行って聞いたとして、それが果たして罪になるかどうかということですね。その人に聞いたから国政調査が、それで入っちゃいかんということで遮断されるわけですよ。遮断されたとき

に、それはもう特定秘密であるからいかんというんですが、全てに国政調査権が及ぶかということになれば、そこは国会議員がそれぞれに判断することでなかろうかというふうにも考えます。

そういったことで、この案件についてはそれぞれこういった考え方もあらうと思いますし、これを全部否定するわけじゃございませんが、私はこういった問題で、この法案については必要な法案であらうし。ただ、これを廃案ということにしておりますので、審議過程で、この提出するのであれば見直しとか、何とかえい策をろうして意見書が出せれなかったと思っておりますので、そういったことであれば、そんな意見があるようでしたら、それをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮地章一君） 提出者堀本伸一君。

○10番（堀本伸一君） ご指摘の内容はおっしゃるとおりだというふうに思います。ですから、幾分か細分に分けてご意見あったわけですがけれども、そういったことが国民を始め、私たちを始め、鮮明にどういう状況になっていくかということが明らかになっていないというところに不安があるわけです。

ですから、法律を決めていくと、法律をつくるということの前提として、そういう手続きの順序等々が余りにも性急であるということに国民も不安を感じておられるのではないかなということであります。法律をつくる中で指摘があれば、それを肉付けをし、その肉付けをした中身が十分に審議をされていない。後で審議をして、こういったような状況のものは、こんな重要な法律をつくる一つの手順として、まずそこが私は認められるべき問題ではないというふうに思います。

ですから、もう一つについては、この意見書の表題ということであります。ですから、これは中身を変えよというような表題にするのか、廃止を求めるということにするのか。これは私の私見も入ったご答弁になるわけですがけれども、そういったことを99条の規定に基づいて提出をする、地方から提出をするという場合には中身の見直しをしてほしいというようなことでは弱過ぎる。廃止ということをやりたい上げていくことによって、その法律の中身の改正に移る可能性さえあるという強い思いのもとが、廃止を求めるということになろうかなというふうに思います。

ですから、そういったことがいろいろ相まって、速やかな状況で国民の皆さんがこの法律、そしてこの中身であればということにするには余りにも性急な状況。しかも、安倍総理がそういった政権の公約の中で出した問題でもないものが、今こうして急速な状況で進

められるところに非常に心配をせられるというところが見え隠れをするというのが、国民一般的な解釈になろうというふうに思いますし、私自身もそういうふうに解釈をしております。ですから、その中身については議員発議であります。十分に発議者が議論をした結果ということにはなりません、この意見書の内容を見て判断をしていただきたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑ありませんか。

中屋康君。

○5番（中屋康君） 私も今、山岡議員がお尋ねした内容と関連するんですが。

今回の廃止を求める意見書ということでありまして、冒頭のあたりのところの、「本来のこの秘密保護法の目的とする防衛、外交、外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止、テロ活動の防止の4分野」ということで最初の出足もうたっております。最初のこういう肝心の秘密保護法の根幹となるこの文言と、こういう外国からの利権を図る目的で行われる活動防止の、テロ活動の防止といった項目について、これは廃案を求めているという内容であります、この分野について必要性がありやなしや、お考えをちょっと伺いたいと思いますが。

○議長（宮地章一君） 提出者堀本伸一君。

○10番（堀本伸一君） 提出者代表の考えということで聞いていただきたいというふうに思うわけですが。

一定、国の利益を有する特定機密ということについては、これは大きな問題であろうというふうに私自身は解釈をしております。ですから、そのことが鮮明になり、付帯的なほかの要素が鮮明な状況で、国民が納得する安心な状況があい混ざっての法律にならんと、私は認めるべきではないというふうに個人的には考えております。

ですから、そういったことを認めていく中で今後この法案がどういう形で進んで行くかということを抑えたときには、皆さん議員でありますので、この法案が決定するまで、法律化するまで大変なニュース、新聞等々で状況は十分把握しておられるというふうに思います。その中でどういった点が問題なのか、どういった点が国民が心配されておる点なのかということは、お互いに解釈が十分できておられるというふうに思います。ですから、今回のこの意見書の提出に基づいてはそういったことを踏まえて、様々な要因を踏まえて、99条の規定で意見書を出させていただくということになります。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑ありませんか。

下元昇君。

○15番（下元昇君） それでは一点だけ。実は同時に手を挙げまして、ほぼ中屋議員と聞きたい部分は一緒でございましたけれども。

実は議会が始まる前から、恐らくこの法の廃案を求める意見書提出が出るかなということで、当初、私は共産党議員から出るのではないかなということで、それで出た意見書の内容について、今、中屋議員が、提出者が今回は堀本議員と、それで共産党議員は賛成者のほうに回ってますので、直接聞くことができませんので、提出者に聞くわけですがそれでも。

この法案、先ほども説明にもありましたし、いわゆる防衛、外交、スパイ活動、テロ防止とこの4分野での特定秘密をあれなんですけれども、指定する範囲が曖昧とかいろんな問題ありますよ。堀本議員がおっしゃったように、このしょっぱなの文言にあるように「短い審議機関で強行採決」、こういったことも様々、新聞、テレビ等を通じて私ども分かってます。

だから、私個人はこの4分野、山岡議員と全く同じ考えなんですけれども、ほかの部分で説明があった部分で、今後これが1年後に施行されたらどうなるかなという非常に私不安を持っておりました。だから、4つの部門では、私個人的には反対の立場じゃありませんけれども、この運用方法によっては非常に表現の自由であるとか、報道の自由が妨げられたり、知る権利も規制されると。いろんな意味で逆の、いわゆる国民の願いが、憲法で保障された部分ができなくなるということもあって、私はその部分については非常にこの法案に対してどうしようかなということで、本当に迷っておりました。

そこで、今、中屋議員が提出者である堀本議員に聞いたのは、提案者である堀本議員は4分野は必要であるかなと思うけども、やはりここに書いてあるようないろんなことで反対ですよということを提出したわけなんですけれども。

ここに9名の賛成者がおりますけれども、この9名の賛成者全員の方々と、このいわゆる今言った防衛、外交、スパイ活動、テロ防止、この分野についてそれぞれの、例えば共産党さんの意見はどうですかとか、ほかの賛同者の方々はこの分はどうですかというような、いわゆる賛成をしてもらうために、そういったこの分野についての提出者である堀本議員からほかの議員さんにも、この分野はあなたはどのように考えてますかというようなことが、話をしたというか、議論をした経過はあります。

○議長（宮地章一君） 提出者堀本伸一君。

○10番（堀本伸一君） 非常に難しい内容になるわけですが、お互いが細かく調査をしてということではありません。一般常識的な範囲の中で、法律をつくることはどういうことかという一つの初歩的な問題、そこから始まってこの4番までですか、そういったこと、さらにはそれに続く問題等々のことを捉えながら判断をしたということでもあります。

先ほど、中屋議員にも申し述べたように、議員発議としてこの問題について細かく精査をして、賛成議員と確認をし合っていることはしておりません。ですから、この全容として、これは賛成をしましょうという中身であろうというふうに思います。しかし、これは一般住民とはまた違って、たとえ市町村の自治体の議会とはいえ、ここ近々の、この特定秘密法案に対しての近々の状況の中では、さらには慎重に自分なりの勉強もされてきたであろうということを前提に私もそういった確認はしておりませんが、この骨格としては認めるわけにはいかないという思いです。ですから、ほとんど言い分は分かっているかなというふうに思うわけですが、ここについてはこう、ここについてはこうという精査はしてではないです。

この性急な形の中で、ああいう委員会の中で議論をしながら、議論になってないわけですから。細かいとこの精査が十分できて、こうですよということではないわけです。強行的に採決するところに踏み切るには、政府としてはどういう狙いがあるか。もっと時間をかけて、こんな大事なことですから十分に審議を尽くしてつくるべきいうことの基本ができてないということの裏にはどういう狙いがあるかということの危険性を、多分ですよ、大方の人が感じておるのではないかなと。その不安を国民に与えるような法案、法律ではこれはいかん。ですから、主権は国民であるという憲法の理念にのっとって、民主主義にのっとった形で事は進めていくべき。その大半の合意をいただいてつくっていく。そのために衆議院も参議院もある。そうしたことで議論をするわけですから。そういった基本がまずできてない。数の力に物を言わせて、この時期にということは私たち議員もしっかりと考えておかないと、日本の将来がどういった形になっていくかということは、私も個々に説明はしませんが、非常に危険な国になっていく可能性もあるということも否めない事実であろうというふうに判断をしておるところです。ですから、これは地方の我々の意見、町民の意見として、国にそういった意見を挙げていくということも大事な私たちの責務であり、権限でもあるというふうに私は解釈をしております。

○議長（宮地章一君） 下元昇君。

○15番（下元昇君） 私はこの意見書を読んでやはり大事なところ、は提出者の方がこ

の4点について必要かどうかということ。今、提出者はこの点については認める部分があると、ただし、ほかの方が、この4分野も認めないという方からの提出であれば、私、質疑、あるいはこの後の討論をやって反対の立場を取ろうかなというふうに思ってはおりましたけれども、今、提出者の話を聞いて分かりました。ありがとうございました。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

（10番堀本伸一君「おのおの判断してください」と呼ぶ）

ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより発議第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

（15番下元昇君「議長、退席します」と呼ぶ）

これより発議第2号特定秘密保護法の廃止を求める意見書を採決します。

発議第2号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立多数です。

賛成者。緒方正綱君、森健吉君、岡峯久雄君、酒井祥成君、林健三君、岩井優之介君、田邊哲夫君、槇野章君、堀本伸一君、橋本保君。

賛成者多数です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発議第2号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することを決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第22 発議第3号四万十町議会の議員の定数を定める条例

の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

12番山岡義正君。

○12番（山岡義正君） それでは、発議第3号について説明を申し上げます。

発議第3号。

平成25年12月19日。

四万十町議会議長宮地章一様。提出者は四万十町議会議員山岡義正でございます。賛成者は四万十町議会議員酒井祥成、竹内常喜、緒方正綱、吉村アツ子、以上4名を賛成者に署名しております。

四万十町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例です。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をいたします。

四万十町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例であります。

四万十町議会の議員の定数を定める条例。

平成21年四万十町条例第1号の一部を次のように改正をいたしたいと思っております。本則中20人を18人に改める。附則は、この条例は公布の日から施行し、この条例施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用されます。

四万十町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例でございます。新旧対照表を添えております。

提出理由を申し上げます。

提出理由でございますが、四万十町議会議員定数等調査特別委員会では議員定数について、議論の参考資料として活用するため住民アンケートの実施ほか、有識者や区長会を始めとした各組織代表者との意見交換会の実施など、貴重な意見などをいただきながら議論した結果、議会機能及び議会を支える要素や人口の推移及び町の面積、他町村との比較など慎重に検討した結果、次回選挙より定数を2削減し18人と決定したことに伴い、四万十町議会の議員の定数を定める条例の改正を行うこととしたものであります。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第3号について討論を行います。

討論はありませんか。

（14番下元真之君「反対討論」と呼ぶ）

反対討論ですね。

下元真之君。

○14番（下元真之君） ただいま提案がありました18名への議員定数の削減条例に対しまして、私は16名が適数と考えますので、反対の立場で討論をさせていただきます。

平成20年12月に議員定数20名の条例が制定され、既に5年が経過しようとしております。当時の人口は2万人を少し超えていましたが、現在では1万9,000人を割り、1万8,000人台になっております。現状だけを見ますと18名が適正かと思われませんが、本町も5年後には人口が1万6,000人から1万5,000人台になるだろうと予測がされております。このことから、今16名の定数に定め、度々定数変更のない議会が必要と考えております。

次に、近隣市町村との比較も考え方の一つの基礎になると考えます。現在、市でも土佐清水市14名、土佐市16名、須崎市16名、宿毛市14名となっておりますし、町村ではいの町が最も多く20名ではありますが、佐川町14名、黒潮町16名などとなっております。このことから考えてみましても16名が適数でないかというふうに考えております。

また、行財政改革の視点からも議会自らが身を律するという視点、観点が大事であるというふうに考えております。本町には平成18年の合併以来今日まで大きな交付税措置があつてきたわけでありますけれども、平成28年以降は億単位で財政も圧縮されてまいります。町の職員もある一定削減をされてまいりました。議会も相当厳しい危機意識を持ち、臨んでいかなければならないと思います。このことを考えましても、議員定数につきましては思い切った削減の必要性を感じております。

以上のような視点から判断をいたしますと、私は16名の定数が適正と考えますので、この改正案には反対の立場を取らせていただきます。議員各位のご賛同をお願いいたします。

以上です。

○議長（宮地章一君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

中屋康君。

○５番（中屋康君） 私はただいま発議されました第３号の原案に賛成する立場で討論をさせていただきます。

私は今回設置をされました定数等調査特別委員会の最終決定をいたしました現在の定数２０名から２名を削減をいたして１８名とする案に賛成をいたしました立場から、今回提出の原案に賛成の討論を行います。

２０名から２名削減して１８名とする理由として３点挙げます。

一点目は現在の委員会運営体制の維持でございます。現在３委員会体制で維持をしておりますが、我々議会は公選により選ばれた議員が複数で構成する、いわば合議体であります。その合議体を形成する数が十分でなくなるとなれば、多様な意見と討論をもって論議されたものが民意として、できるだけくみ上げることができなくなるということであります。討論のできる議員数をもって委員会を構成する。いわゆる３委員会、１委員会６人体制が望ましいと考えております。さらに前回の定数２６名から２０名に削減した中で、我々議会基本条例を策定をいたしました。開かれた議会をさらに推し進めていく上において、委員会運営は大変重要さを増してくるという思いであります。

２点目といたしまして、人口と定数の考え方であります。ご承知のとおり、先に地方自治法において人口に応じた議員定数割が撤廃をされました。しかしながら、定数を推し量る上で、人口の増減を基準とするということはやはり有効な一つの手段、手だてということであります。従前から人口１，０００人に対して１議員という目安というものがある以上、現在本町１万８，０００人の人口推移である現状に鑑みますと１８人が適正定数であると考えます。

次に３点目ではありますが、特別委員会が実施をいたしましたアンケート、また、今年２回にわたりました意見交換会と併せまして、その前段におきまして各地域に個別に訪問に入りました。訪問をした中での聴取したご意見で、特に大正地域・十和地域においては有権者数の地域間格差、いわゆる議員数の減少を不安視するという意見が大変多ございました。中のアンケートの中身にありますように現状維持、または大幅削減を避けるという意見がありましたので、町全体を今後考えて、バランスよく議員活動ができる議員選出の場という可能性を残すことも考慮すべきだと私は思います。

加えて、広大な面積を有する本町であります。集落間の距離、人口が広域分布をしているということも考慮をしていかなければなりません。

以上のことから、私は2名削減をして18名とする原案を支持をいたしますとともに、議員各位のご賛同を仰ぎ、原案に賛成の討論といたします。ありがとうございました。

○議長（宮地章一君） 次に原案に反対者の発言を許可します。

下元昇君。

○15番（下元昇君） 私は先ほど提案されました議員定数を20から18名に改正する条例に反対する立場から討論をさせていただきます。

先ほど14番議員からも反対討論ございましたけれども、別の観点から討論をさせていただきます。

今年3月14日に四万十町議会議員定数等調査特別委員会を立ち上げ、これまで8回、議会内はもちろん町内の住民の皆さん、各団体の代表者や有識者との意見交換会、また、議会からは町内にお住まいの方2,000名にアンケート調査も行い、次回選挙からの議員定数は何名が適正かということを慎重に議論を重ね、最後の12月9日、9回目の特別委員会において採決を行い、次回選挙からの定数を2名減の18人とするのを賛成多数で委員会決定し、先ほど条例としての提案があったところでございます。

私自身は議員定数等調査特別委員会発足時には既に1名欠員の19人で議会運営が行われており、議会運営にその時点でも何ら支障が出ない状況で運営されており、そしてまた、私に近い多くの人の意見としても4名減の16人でいいんじゃないかという意見、提言も私にいただいております。また、町民にお願いをいたしましたアンケート調査の結果も「、4名減の16人としたほうがよい」と答えた方々が34%と最も多く、それ以上に削減を求める方々の意見も9%あり、16名以下に削減したほうがいいという、合計では43パーセントになります。一方、2名減の18人とする考えは25%にとどまり、町民の多くは16人とするのが望ましいと議会議員に意思表示をしたと受け止めています。また、先ほども申し上げましたけれども、現有19人での議会運営でも何ら支障がなかったことも現実にございます。18人の定数では実質1名減にしかならず、町民の多くの考え、町民の意見を反映したことにはならないと考えます。

12月9日の最後の特別委員会では16人にとすると、今ある三つの常任委員会の人数が5人か6人になり、これまでのように十分な委員会の責務が果たせないのではないかとこの意見も、18人を主張する方からありましたけれども、私は16人になった場合は常任委

員会を二つにまとめ、それぞれ8名の委員会にすれば委員会としての機能は十分に果たせるんじゃないかとも考えます。そして、将来人口の動向予想を見ても、2020年には1万5,400人と予想されており、将来を見据えても、町民の多くの意見を反映する意味でも16人が適切な定数ではないでしょうか。

また、最終の委員会でも同僚議員から提案がありましたが、今回16人とした上で、あと2回選挙終了時の2022年までは16人の定数でよいのではないかとこの意見に私は賛同いたします。

私の持論でございますけれども、16人でいいのではないかという根拠として、もう一つ理由がございます。それは町民との意見交換会でもお聞きをし、確認をしましたけれども、合併前の82人でも今の19名でも町民の皆さん方から見れば、議会あるいは議員との関わる状況はどうかということをお伺いしましたけれども、全く状況は変わっていないとのことでした。私は今議会が年に今2回行っているように地域に積極的に出掛け、地域住民の様々な意見を聞いた上で、一つでも執行部に議会として意見提言し、町民の意見を具体化することを町民の皆さんに示すことが必要と考え、定数は減らしてでも議員一人一人の資質を上げることが最も重要であり、執行部に対し政策提言ができる議員で構成される議会を目指すべきと考えます。議会改革の本質はそこにあるのではないのでしょうか。議会改革を目指すためには、まず住民の皆様からの信頼を得ることが不可欠です。定数を減らせば確かに門は狭くなりますが、逆の見方をすれば、狭き門になることで有能で資質の高い人たちの集約された議会となり、人数が減っても執行部と対等に議論ができる状況が生まれます。町村合併が進み議員定数が減少する今こそ、資質の高い議員で構成された強い議会を目指すべきと考えます。

以上のような理由で私は今回、特別委員会で決まりました次回からの定数18名に改正する条例の提案に反対の立場を取るものでございます。同僚議員の賛同をお願い申し上げまして、私の反対討論といたします。

○議長（宮地章一君） ほかに討論はありませんか。

賛成者の発言を許可します。

緒方正綱君。

（3番田邊哲夫君「議長、その前にちょっと休憩ください。訂正をしてもらいたいことがあります」と呼ぶ）

暫時休憩します。

※83ページに訂正あり

午後３時３０分 休憩

午後３時３１分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

１５番下元昇議員よりただいまの発言に対し訂正の要請がありましたので、これを許可します。

○１５番（下元昇君） 先ほど私の反対討論の中で、合併時の議員数を私原稿には４２名と書いておりましたけれども、聞いた方からすれば８２人に聞こえたということで、私の発言の違いということで、４２人でございますので訂正させていただきます。

○議長（宮地章一君） 賛成討論を行います。

緒方正綱君。

○８番（緒方正綱君） 私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

議員定数について延べ９回の特別委員会、住民アンケート、有識者や区長会を始めとした各組織の代表者との意見交換会、７月には１２会場で開催された議会報告会、１１月に同じく１２会場で住民の皆さんと議会の意見交換会と様々な手法で議員定数の問題を取り上げてまいりました。現状の２０人、二つ減の１８人、４つ減の１６人、ほかにもいろいろなご意見をいただき、大変参考になりました。最終的に議員としての自分の判断等を総合した結果、議員定数は二つ減の１８という結論を出しました。

その理由として、住民アンケートでは現状と二つ減を合わせると５２％で、４つ減の３４％、その他の減９％を足しても４３％であること。ただ、アンケートについては根拠のない意見も多々ありましたので、それだけで結論付けはできないが、極端な削減を求めていないと受け止めております。

次にこれからの議会、議員活動において地域自治区の問題もあり、仮に地域自治区が設置された場合でも、地域自治区がしっかりと機能するにはまだ数年の歳月が必要で、議会はそのチェック機能を果たさなければならない。そのような状況で大幅な削減はすべきではないと考えます。

３点目として、これからの議会運営において委員会活動をしっかりと維持していく上で、現在の委員会構成が適当であると考えます。４つ減の１６とした場合、その機能が果たせなくなり、議会全体が機能しなくなる恐れがあること。

ほかにも理由はございますが、今述べた３点が主な考えでございます。今、四万十町議会は変わりつつあります。もっともっと議会を改革すること、これは大変大事なことでと

考えております。しかし、余り大幅な議員定数の削減は議会そのものの機能を果たさなくなる恐れがあります。議員各位の賛同をよろしく願いいたしまして、私の賛成討論いたします。

○議長（宮地章一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより発議第３号四万十町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

発議第３号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 賛成多数です。

賛成者、田邊哲夫君、岩井優之介君、中屋康君、山上利嗣君、緒方正綱君、橋本保君、林健三君、山岡義正君、吉村アツ子君、酒井祥成君、竹内常喜君、以上１１名です。したがって、発議第３号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第２３ 発委第１４号環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ協定）交渉参加から直ちに撤退することを求める意見書を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

産業建設常任委員長林健三君。

○産業建設常任委員長（林健三君） 発委第１４号。

平成２５年１２月１９日。

四万十町議会議長宮地章一様。提出者、産業建設常任委員長林健三。

環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ協定）交渉参加から直ちに撤退することを求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第１０９条第６項及び会議規則第１４条第３項の規定により提出をいたします。

書面を読ませていただきますので、よく山岡議員、聞いていただきたいと思います。

環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ協定）交渉参加から直ちに撤退することを求める意見書。

日本政府は７月２３日にマレーシアで開催された第１８回交渉からＴＰＰへの参加に正

式に踏み出し、秘密保護に関する書簡を各国と交換した。これにより、交渉に係る各国の提案内容や関連文章、交渉でのやりとりは関係国が同意しない限り守秘の対象になり、協定発効後４年間は秘密扱いとされることになった。これは２０１３年４月の衆参両院の農林水産委員会の決議、交渉により収集した情報については国会に速やかに報告するとともに、国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を行うよう措置するに反し、国民に何ら具体情報は提供されていない。

安倍首相は交渉を通して国益は守れるとして交渉参加を強行したが、１０月６日にインドネシアでの西川公也自民党ＴＰＰ対策委員長の農産物の重要５品目についても、「細目では関税撤廃の対象となり得る」との発言は自民党の選挙公約や、さらに１０月２日に全国農業協同組合中央会などが日比谷野外音楽堂で開いた集会で挨拶に立った石破茂自民党幹事長の農産物重要５品目は必ず守ると断言した事実を否定することにほかならない。そもそもＴＰＰは関税、非関税障壁の撤廃が原則であり、食料自給の確保や安全性、混合診療や医療への株式会社の参入、公共事業への地元企業優先の撤廃、不平等性が懸念されるなどのＩＳＤ条項など、農林水産業はもとより、医療、労働、金融、食品安全など、国民生活のあらゆる分野に影響することが予測されている。

取り分け高知県などの中山間地域を抱える地方では、ＴＰＰによって地域経済の崩壊が懸念されているだけではなく、地域経済を支える中山間の農林水産業への甚大な影響に伴い、美しい自然の景観、美しい里山、田園風景が荒廃していくことも予想される。過疎や高齢化など独自の課題を抱える高知県は産業振興などの県勢浮揚に取り組んでいるが、ＴＰＰはこういった県の努力を打ち砕き、甚大な痛みを強いている極めて危険な自由貿易協定である。よって、国におかれてはＴＰＰ交渉から直ちに撤退することを強く要望するものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２５年１２月１９日。

高知県高岡郡四万十町議会。

衆議院議員議長様、参議院議員議長様、内閣総理大臣様、外務大臣様、農林水産大臣様、経済産業大臣様でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮地章一君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発委第14号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第14号環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ協定）交渉参加から直ちに撤退することを求める意見書を採決します。

発委第14号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立多数です。反対者、山岡義正君。したがって、発委14号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発委第14号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第24 発委第15号議員派遣の件についてを議題とします。

議会運営委員長岡峯久雄君から、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条並びに地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出されております。

提出者の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長岡峯久雄君。

○議会運営委員長（岡峯久雄君） 発委第15号。

平成25年12月19日。

四万十町議会議長宮地章一様。四万十町議会議会運営委員長岡峯久雄。

議員派遣の件について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定より提出をします。

議員派遣の件。

平成25年12月19日。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1、平成25年度議会広報研修。

目的、議会広報の編集技術の向上を図る。

期日、平成26年2月21日。

場所、高知市。

派遣議員、広報広聴常任委員会委員です。

以上です。

○議長（宮地章一君） 趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

先ほど山上議員より早退の届け出がっておりますので、ご報告申し上げます。

これより発委第15号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第15号議員派遣の件についてを採決します。

発委第15号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立多数です。したがって、発委第15号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発委第15号が議決されました。派遣内容を損なうことのない範囲において、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、派遣内容の整理権を議長に委任することに決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第25 閉会中の継続審査・調査申し出についてを議題とします。

教育民生常任委員長、産業建設常任委員長から委員会において審査・調査中の事件及び各常任委員長と議会運営委員長から各常任委員会と議会運営委員会において、所管事務及び所掌事務の調査事項についての会議規則第75条の規定によりお手元に配付しております申し出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出がっております。

お諮りします。

教育民生常任委員長、産業建設常任委員長及び各常任委員長と議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、教育民生常任委員長、産業建設常任委員長及び各常任委員長と議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午後3時49分 休憩

午後3時59分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成 25 年第 4 回四万十町議会定例会を閉会します。

午後 4 時 00 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規程によりここに署名する。

平成     年     月     日

四万十町議会議長

平成     年     月     日

四万十町議会議員

平成     年     月     日

四万十町議会議員

【署名欄空白の理由】

署名議員森健吉議員、平成26年1月6日死亡。